

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月18日
【発行者名】	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 土岐 大介
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー
【事務連絡者氏名】	法務部 山崎 誠吾
【電話番号】	03 - 6437 - 6000
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券に係る ファンドの名称】	G S 日本株式マーケット・ニュートラル・オープン
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券の金額】	500億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

GS 日本株式マーケット・ニュートラル・オープン

（ファンドの愛称を「GS 日本ニュートラル」とします。）

（以下「本ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

本ファンドは、投資信託委託会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」または「当社」といいます。）を委託者として投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法第198号、その後の改正を含みます。以下「投資信託法」といいます。）に基づく追加型株式投資信託です。

本ファンドは格付を取得しておりません。

本ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

500億円*を上限とします。

* 受益権1口当たりの発行価格に発行口数を乗じて得た金額の合計額です。

（４）【発行（売出）価格】

毎月の特定期（原則として毎月5日および20日、ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）の基準価額です（1万口当たり）。

* 本ファンドの「基準価額」とは、信託財産の純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）をその時の受益権総口数で除した1万口当たりの金額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動きにより日々変動します。

（なお、上記金額に下記の申込手数料ならびに申込手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は含まれません。）

ただし、自動けいぞく投資契約（販売会社によっては名称が異なる場合もございます。）に基づいて収益分配金を再投資する場合の価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス : www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称: 「日ニュート」）。

（５）【申込手数料】

1.575%（税込）を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率をお申込価額（特定日の基準価額（1万口当たり））に乗じて得た額が申込手数料となります。詳しくは、販売会社または上記(4)の照会先までお問い合わせください。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

（６）【申込単位】

1,000万円以上1円単位とします。ただし、販売会社によって最低申込単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。販売会社については、下記(8)の照会先までお問い合わせください。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得のお申込みに応じます。

（７）【申込期間】

2009年11月19日から2010年11月18日まで

（注）申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（ 8 ）【申込取扱場所】

委託会社の指定する証券会社（委託会社の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（委託会社の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）（以下「販売会社」と総称します。）において申込みを取扱います。販売会社については下記の照会先までお問い合わせください。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

（ 9 ）【払込期日】

本ファンドの受益権の取得申込者は、本ファンドのお申込み代金を販売会社に支払います。払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（ 1 0 ）【払込取扱場所】

原則として、上記(8)記載の申込取扱場所に記載する販売会社において払込みを取扱います。

（ 1 1 ）【振替機関に関する事項】

本ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（ 1 2 ）【その他】

お申込み代金の利息

お申込み代金には利息を付けません。

本邦以外の地域での発行

該当事項はありません。

振替受益権について

本ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

本ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

G S 日本株式マーケット・ニュートラル・オープン（ファンドの愛称を「G S 日本ニュートラル」とします。）（以下「本ファンド」といいます。）は、「ゴールドマン・サックス 日本株式計量マーケット・ニュートラル戦略マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）を通じて、日本株式を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

本ファンドは追加型投信 / 国内 / 株式 / 特殊型（マーケット・ニュートラル型） / 自動けいぞく投資専用です。詳しくは下記をご覧ください。

商品分類

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	MMF MRF ETF	インデックス型 特殊型 (マーケット・ニュートラル型)

(注) 本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

国内・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式・・・投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

特殊型（マーケット・ニュートラル型）・・・投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法（マーケット・ニュートラル型）の記載があるものをいいます。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信 その他資産 (投資信託証券 株式) 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	グローバル () 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	プライベート ファン ファンズ	あり () なし	日経225 TOPIX その他 ()	ブル・バア型 条件付運用型 ロング・ショート型 絶対収益追求型 その他 (マーケット・ニュートラル型)

（注）本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。
 その他資産（投資信託証券（株式））・・・自給見番または投資信託約款において、投資信託証券への投資を通じて実質的に株式を投資収益の主たる源泉とする旨の記載があるものをいいます。
 年2回・・・自給見番または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
 日本・・・自給見番または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
 ファミリーファンド・・・自給見番または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
 その他（マーケット・ニュートラル型）・・・本ファンドでは市場全体の動向からの影響を抑制したマーケット・ニュートラル運用手法を用いた運用を行います。

※商品分類および属性区分の定義に関しましては、社団法人 投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）に掲載されておりますので、ご覧ください。

本ファンドおよびマザーファンドを総称して「GS 日本ニュートラル」ということがあります。なお、本書において、文脈により別に解すべき場合を除き、「本ファンド」にマザーファンドが含まれることがあります。

委託会社は、受託銀行（後記「(2) ファンドの仕組み 2. ファンドの関係法人 委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務 b. 受託会社」に定義します。以下同じ。）と合意のうえ、金500億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行われたときは、受託銀行はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。委託会社は、受託銀行と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。

<ファンドのポイント>

個別銘柄の買い持ちと売り持ちを組み合わせたマーケット・ニュートラル運用により、市場動向全体の影響を受けない付加価値の獲得を目指します。

投資対象は主としてTOPIX（東証株価指数）構成銘柄とし、ベンチマークである円短期金利（1ヵ月円LIBOR*）を上回る収益を追求します。

設定・解約は月2回の特定日（原則として毎月5日および20日）にのみ可能です。

本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

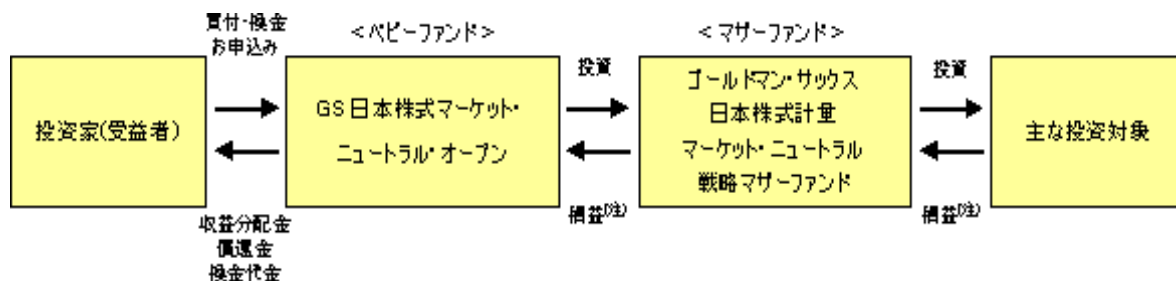
* LIBORとは、London Inter-Bank Offered Rate（ロンドンのユーロ市場における銀行間出手金利）のことで、主に短期金利の指標として用いられています。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの仕組み】

1. ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンド（本ファンド）とし、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。商品性格が等しい複数のファンドが存在する場合、これらをひとつにまとめることで、低コストで効率よく運用することが可能になるため、投資家、運用者双方にメリットのある仕組みといえます。



（注）損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

2. ファンドの関係法人

委託会社および本ファンドの関係法人の名称および関係業務

a. 委託会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社）

本ファンドの委託者として、ファンドに集まったお金（信託財産といいます。）の運用指図等を行います。本ファンドの運営の仕組みは下記「ファンド関係法人」の図に示すとおりです。なお、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。

- b. 投資顧問会社（ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（以下「GSAMニューヨーク」といいます。））

本ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社として、委託会社との間の基本会社間投資顧問契約（以下「投資顧問契約」といいます。）に基づき、委託会社より日本株式の運用の指図（デリバティブ取引等にかかる運用の指図を含みます。）に関する権限の委託を受けて投資判断、発注等を行います。

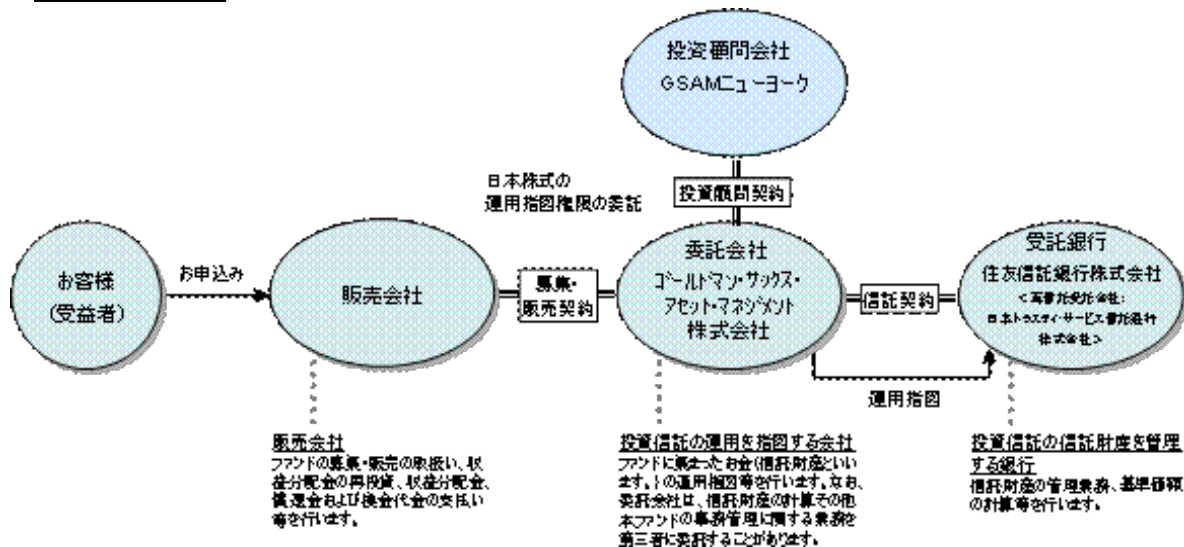
- c. 受託会社（住友信託銀行株式会社（以下「受託銀行」といいます。））

本ファンドの受託者として、委託会社との間の信託契約に基づいて、信託財産の管理業務、基準価額の計算等を行います。なお、上記業務の一部につき再信託先である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

- d. 販売会社

本ファンドの販売会社として、委託会社との間の証券投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書（以下「募集・販売契約」といいます。）に基づいて、ファンドの募集・販売の取扱い、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および換金代金の支払い等を行います。

ファンド関係法人



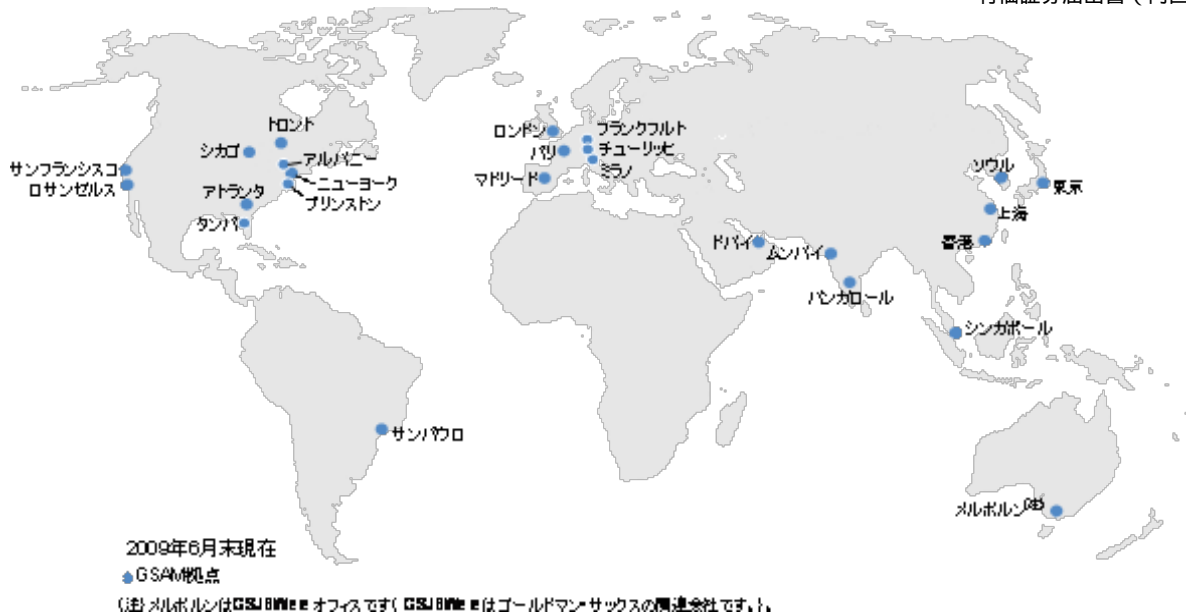
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（GSAM）とは

ゴールドマン・サックスは、1869年（明治2年）創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（GSAM）は、1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2009年6月末現在、グループ全体で7,087億米ドル（約68.0兆円*）の資産を運用しています。

*米ドルの円貨換算は便宜上、2009年6月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=96.01円）により、計算しております。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの東京拠点です。



委託会社等の概況

a. 資本金

委託会社の資本金の額は金4億9,000万円です（本書提出日現在）。

b. 沿革

1996年2月6日 会社設立

2002年4月1日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント株式会社に変更

c. 大株主の状況

（本書提出日現在）

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市オールド・スリップ32番地	6,336	99
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市ブロード・ストリート85番地	64	1

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針

本ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

b. 本ファンドの運用方針

1. 本ファンドはマザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。
2. 1ヵ月円LIBORを運用上のベンチマークとします。
3. GSAMニューヨークに日本株式の運用の指図に関する権限を委託します。

c. マザーファンドの運用方針

1. 個別銘柄のロング（買い）・ポジションと、ショート（売り）・ポジションを組合せることにより、付加価値の実現を図りつつ、同時に、日本株市場全体の騰落からの影響を抑えるマーケット・ニュートラル戦略を行います。
2. ゴールドマン・サックス・グループが経済合理性を追求することを目的として設計・開発した計量運用モデルを用いた計量アクティブ運用を行います。
3. GSAMニューヨークに日本株式の運用の指図に関する権限を委託します。
4. 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

なお、本ファンドおよびマザーファンドでは、運用の効率化を図るため、2009年9月1日以降、関連会社に運用の指図にかかる権限を以下のとおり委託します。

委託先の名称	委託先の所在地	委託の内容	委託にかかる費用
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー (GSAMニューヨーク)	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	本ファンドおよびマザーファンドの日本株式の運用（デリバティブ取引等にかかる運用を含みます。）	別に定める取決めに基づく金額が委託会社から原則として毎月支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。

d. GS 日本ニュートラルの運用における特徴

伝統的な投資に続く新しい投資手法（マーケット・ニュートラル運用）により、付加価値の獲得を目指します。日本株式市場全体の動きを上回ることを目標とするのではなく、投資元本に対する収益を追求します。

ポートフォリオ全体として、運用者*が魅力が高いと判断する銘柄群の買い持ちと同時に、魅力が低いと判断する銘柄群の売り持ちを組み合わせることにより、日本株式市場全体の動向からの影響は抑制され、運用者の能力である銘柄選択が運用成績に直結します。

多様な視点から銘柄を評価することにより、様々な市場局面でも安定したリターンを追求します。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントによる独自開発の計量モデルで分析して運用します。

上記の目的を達成できる保証があるわけではありません。

*投資顧問会社であるGSAMニューヨークを指します。

(a) 運用の特徴 伝統的な投資に続く新しい投資手法

株式、債券といった伝統的な資産クラスへの投資に続く、新たな投資手法として「代替投資」に注目が集まっています。代替投資としては、

「代替投資資産」（＝株式、債券以外の市場への投資）

例：不動産、コモディティ（商品）等への投資

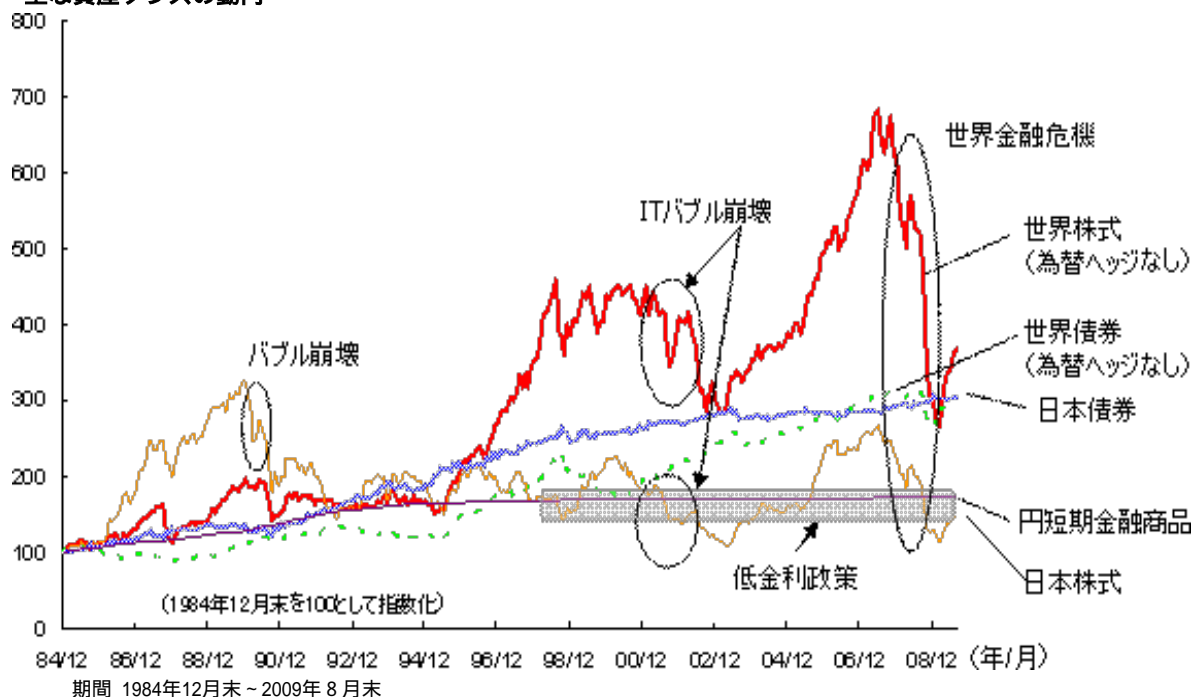
「代替投資手法」（＝株式、債券市場の動向の影響を抑制した投資手法）

例：マーケット・ニュートラル、ロング・ショート運用手法等の利用

といった2通りの投資方法が考えられます。

GS 日本ニュートラルは「代替投資手法」の1つである「マーケット・ニュートラル運用」手法を用いたファンドです。

主な資産クラスの動向



世界株式：MSCIワールド・インデックス（為替ヘッジなし）、世界債券：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル）（為替ヘッジなし）、日本株式：MSCIジャパン・インデックス、日本債券：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル）の日本債券部分、円短期金融商品：1ヵ月円LIBOR

上記のデータはインデックスの動きであり、特定のファンドの実績ではありません。インデックスに直接投資することはできず、取引コストや流動性等の市場要因は考慮されておりませんので、実際の取引結果とは異なります。上記は過去の実績であり、将来の結果を保証するものではありません。

株式市場や債券市場などへの投資は中長期的には有望ですが、短期的には価格変動の影響を受け易いため、従来の伝統的投資手法を用いた運用では、運用の成果がこのような市場の動きに大きく左右されることは避けられませんでした。

より安定した収益を求める投資家の間では、このような市場環境の動向に左右されず収益を追求できる運用商品へのニーズが高まっています。

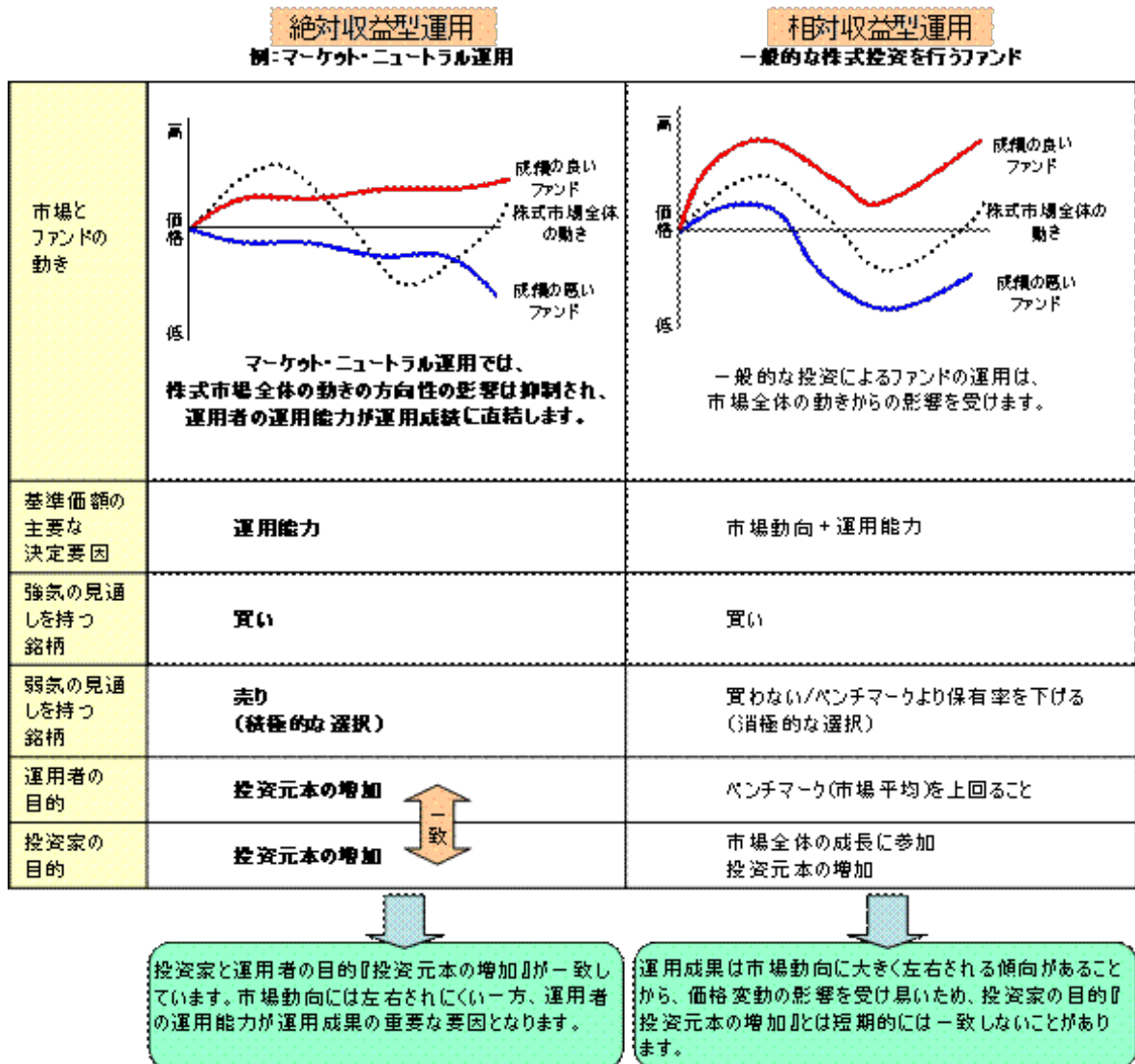
GS 日本ニュートラルは、市場全体の動向からの影響を抑制したマーケット・ニュートラル運用手法を用い、付加価値の獲得を目指すファンドです。

(b) 運用の特徴 投資元本に対する収益の追求

G S 日本ニュートラルは、“日本株式市場全体の動きを上回ることを追求”するのではなく、“投資元本に対する収益を追求”することを目的としています。このような成果を目指す運用を「絶対収益型運用」といいます。

絶対収益型運用とは、「必ず収益を得る運用」という意味ではありません。この運用は、市場全体の動きを上回ることが目的ではなく、投資元本に対する収益を追求することを目的としています。

絶対収益型運用と相対収益型運用の違い



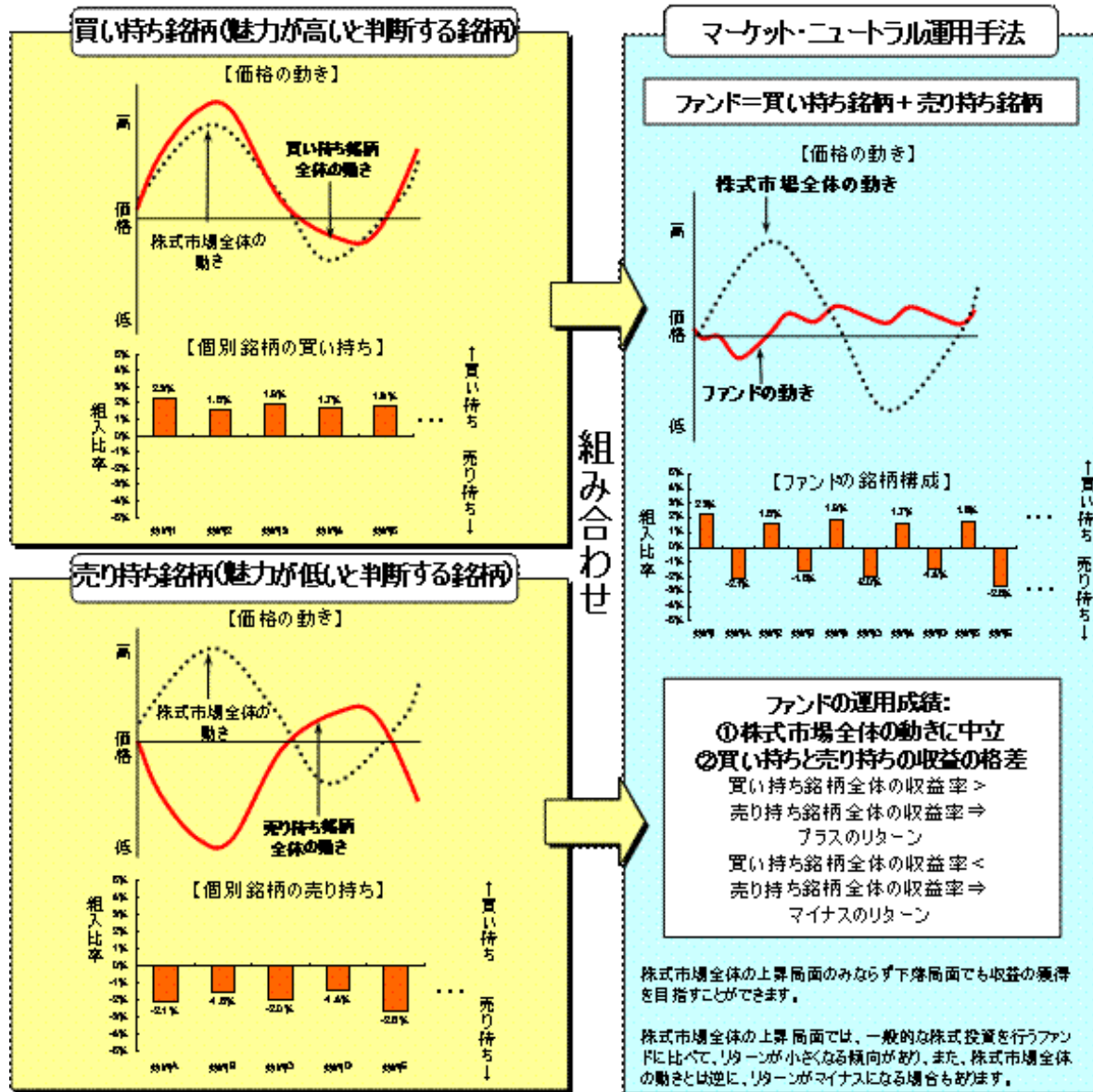
上記は例示をもって理解を深めて頂くことを目的とした概念図であり、運用成果等を保証するものではありません。本戦略がその目的を達成できる保証があるわけではありません。

(c) 運用の特徴 市場全体の動向からの影響を抑制した銘柄選択による付加価値の追求

G S 日本ニュートラルは、代替投資手法の1つであるマーケット・ニュートラル運用手法を用いて収益を追求するファンドです。

マーケット・ニュートラル運用とは、運用者が魅力が高いと判断する銘柄群の買い持ちと同時に、魅力が低いと判断する銘柄群の売り持ちを組み合わせる運用手法です。株式市場全体の動向からの影響は抑制され、運用者の能力である銘柄選択がファンドの運用成績に直結します。

マーケット・ニュートラル運用の手法



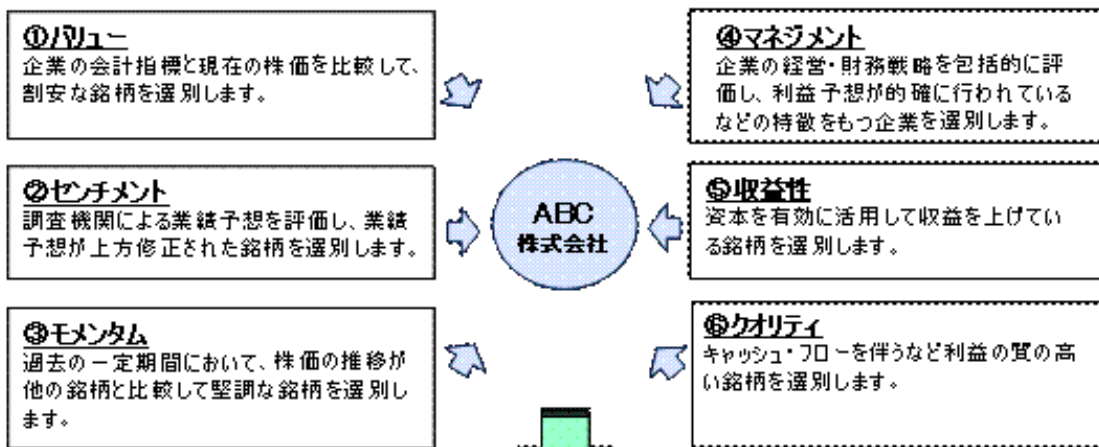
上記は例示をもって理解を深めて頂くことを目的とした概念図であり、運用成果等を保証するものではありません。本戦略がその目的を達成できる保証があるわけではありません。

(d) 運用の特徴 複数の評価基準による個別銘柄選択

マーケット・ニュートラル運用では、主として個別銘柄選択の成否がファンドの運用成績を左右します。

GS 日本ニュートラルは6つの評価基準によって、個別銘柄選択を行っています。多様な視点から銘柄を評価することによって、様々な市場局面でも安定したリターンを追求できます。

銘柄選択の6つの評価基準



上記の説明は現行モデルに基づくものであり、計量モデルの改良・更新は継続的、恒常的に行われています。

6つの評価基準による銘柄選択の傾向(例)

銘柄選択の評価基準	買い持ち銘柄の傾向(例) (魅力が高いと判断する銘柄)	売り持ち銘柄の傾向(例) (魅力が低いと判断する銘柄)
①バリュエーション	株価純資産倍率の低い銘柄	株価純資産倍率の高い銘柄
②センチメント	利益予想が上方修正された銘柄	利益予想が下方修正された銘柄
③モメンタム	一定期間における株価の方向性が上昇傾向にある銘柄	一定期間における株価の方向性が下落傾向にある銘柄
④マネジメント	過去の利益予想の実績において、会社予想利益が的確であった銘柄	過去の利益予想の実績において、会社予想利益が的確でなかった銘柄
⑤収益性	企業価値に比べて高い利益を上げている銘柄	企業価値に比べて十分な利益を上げていない銘柄
⑥クオリティ	今後継続的に利益を上げ続ける要件と考える、キャッシュ・フローを伴った利益を計上している銘柄	今後継続的に利益を上げ続ける要件と考える、キャッシュ・フローを伴っていない利益を計上している銘柄

*ここでの企業価値とは、株式時価総額に負債を加えたものをいいます。

買い持ち銘柄(魅力が高いと判断する銘柄)のリターンは、売り持ち銘柄(魅力が低いと判断する銘柄)のリターンを、中長期的に上回ることが期待されます。この買い持ち銘柄と売り持ち銘柄の収益格差が、付加価値の源泉となります。

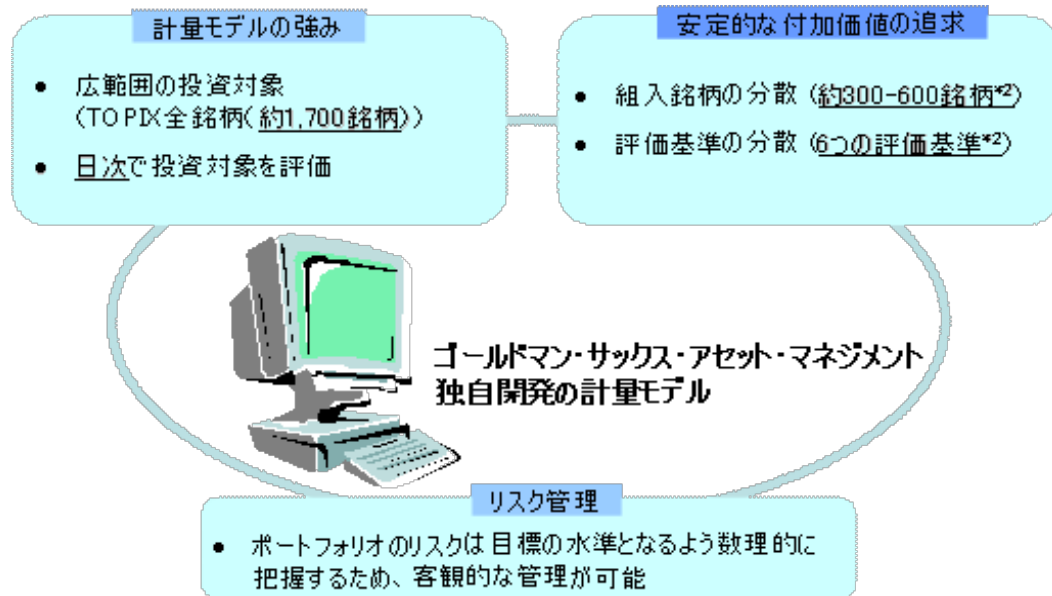
また、上記の6つの評価基準は、当ファンドの運用を担当するゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量投資戦略グループの独自開発の計量モデルによるものです。

上記は、6つの評価基準による銘柄選択の傾向につき、例示をもって理解を深める目的で作成した一例ですが、上記がその目的を達成できる保証があるわけではありません。

(e) 運用の特徴 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント独自開発の計量モデルによる運用

経済理論や金融理論を背景とした経済合理性を追求した計量モデルを採用

G S 日本ニュートラルはゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント独自開発の計量モデルを用いて運用を行っています。計量モデルでは情報を大量に処理することや客観的に銘柄の評価・分析を行うことが可能となるため、収益機会を広範囲に求めること、リスクを厳格に管理すること^{*1}、が可能です。したがって、マーケット・ニュートラル運用にはふさわしい運用アプローチといえます。



上記がその目的を達成できる保証があるわけではありません。上記の説明は現行モデルに基づくものであり、計量モデルの改良、更新は継続的、恒常的に行われています。

*1 リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率との乖離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。乖離幅がかかる一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

*2 状況によって今後変更される可能性があります。

(2) 【投資対象】

(a) 投資の対象とする資産の種類(信託約款第17条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

- イ. 有価証券
- ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第26条、第27条および第28条に定めるものに限り、)
- ハ. 金銭債権
- ニ. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

(b) 投資対象有価証券(信託約款第18条第1項)

委託会社(委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたG S A Mニューヨークを含みます。以下関連する限度において同じ。)は、信託金を、主としてマザーファンドの受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)

6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
20. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
21. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
22. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、1. の証券または証書、12. ならびに17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券および12. ならびに17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. の証券および14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

(c) 有価証券以外の投資対象(信託約款第18条第2項および第3項)

委託会社は、信託金を、上記(b)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記(b)にかかわらず、本ファンドの信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記1. ないし6. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(d) その他の取引の指図

委託会社は、以下の取引の指図をすることができます。

1. 信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすること。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または借入れた有価証券を売り付けることの指図をすること。なお、当該売り付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
3. 信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすること。
4. 信託財産に属する資産^{*}の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引(なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。))、わが国の取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすること。
5. 信託財産に属する資産^{*}の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすること。

6. 信託財産に属する資産^{*}の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすること。
7. 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき一定の範囲で貸付の指図をすること。

なお、委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性を図るため、信託財産における特定の資産につき、有価証券の借入れ、スワップ取引、金利先渡取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定(現金を預託して相殺権を与えることを含みます。)の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

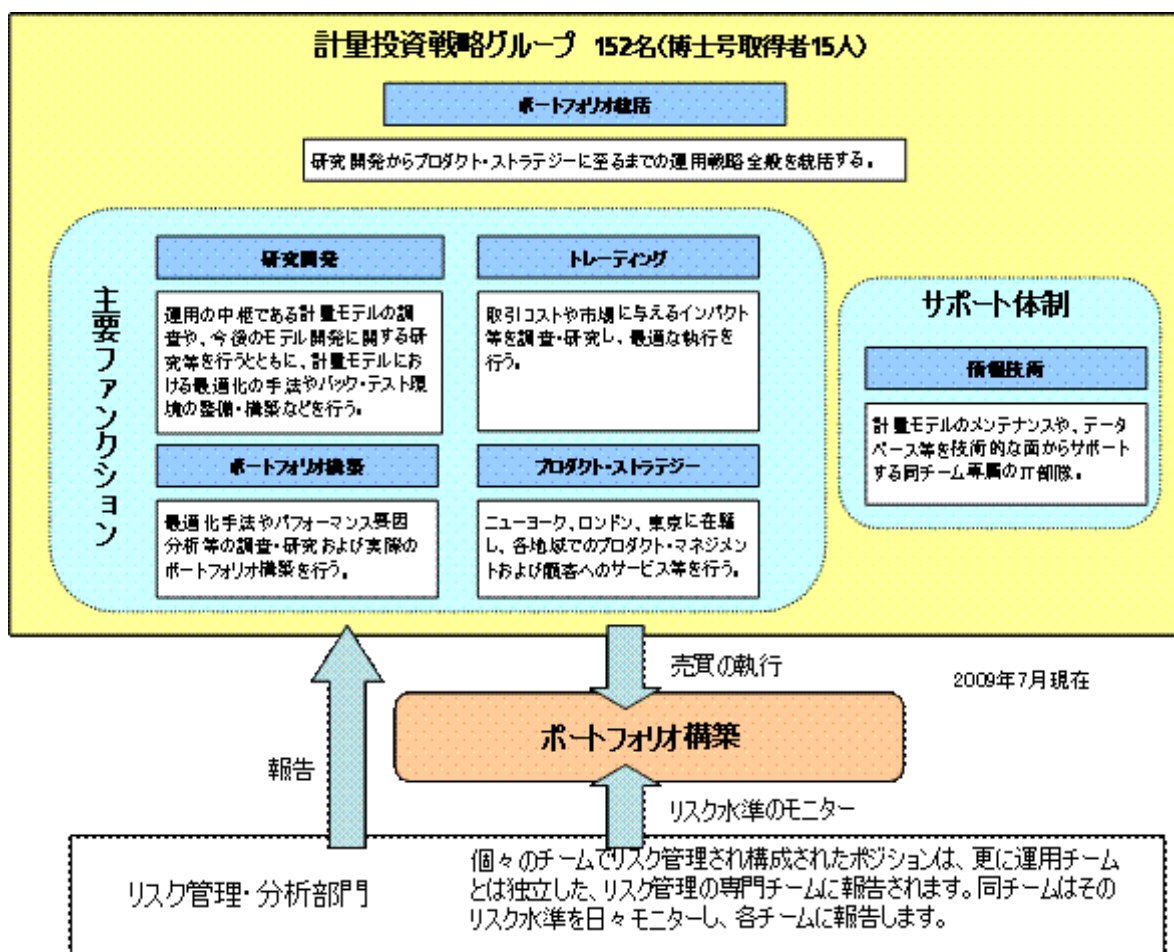
(注)本書において、「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

* 「信託財産に属する資産」とは、信託財産に属する各資産の額とマザーファンドの信託財産に属する各資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額を意味します。

(3) 【運用体制】

a. 組織

本ファンドおよびマザーファンドの運用は、GSAMニューヨークの計量投資戦略グループが担当します。また、運用チームとは独立した「リスク管理・分析部門」がファンドのリスク管理を行います。



(注1) リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率との乖離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。ただし、乖離幅が一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2) 上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

b. 運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用に関する社内規則として、ポートフォリオ・マネジャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています（運用の全部または一部を海外に外部委託する場合は、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。）。

c. 内部管理体制

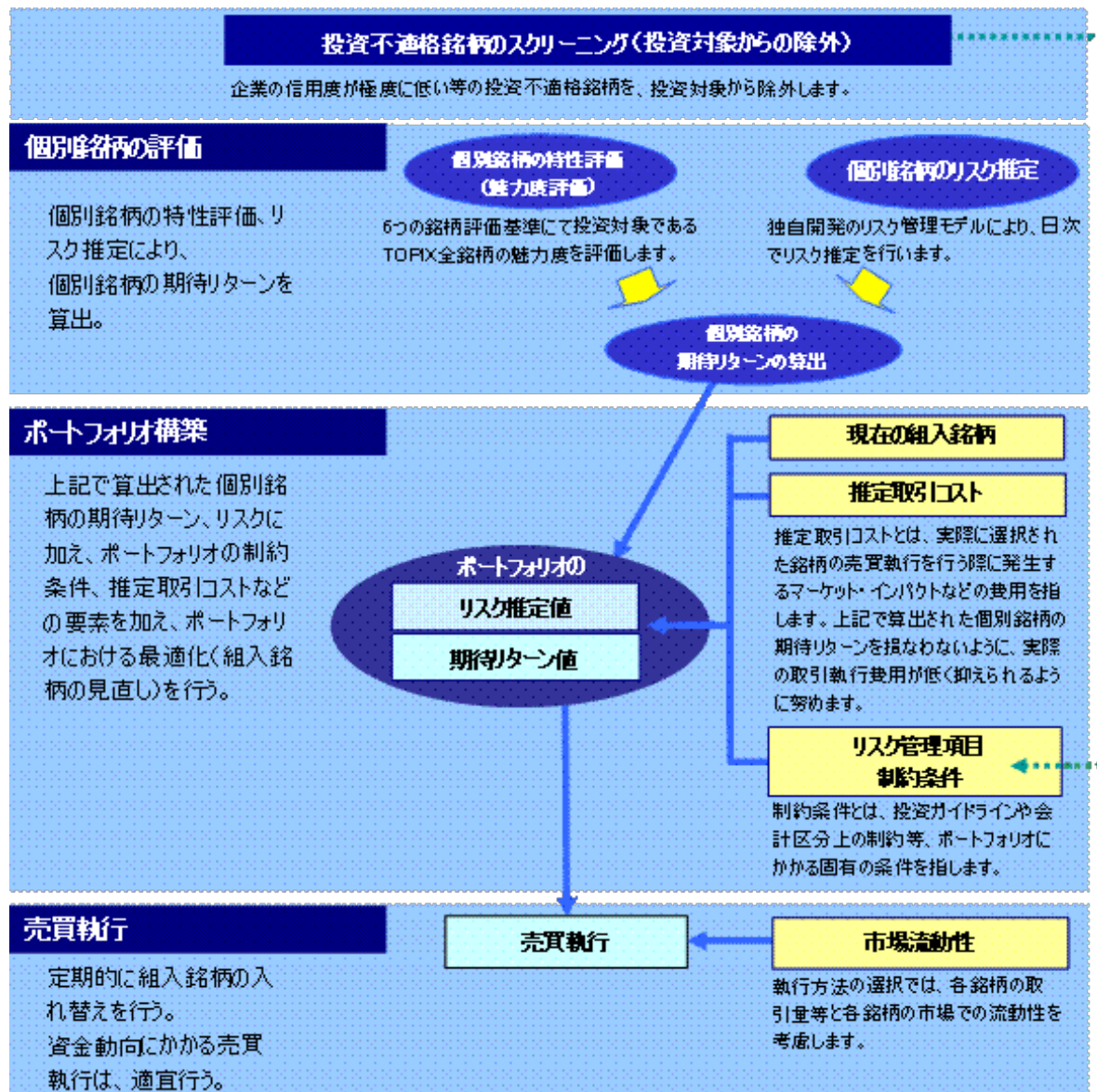
委託会社は、リスク検討委員会を設置しています。リスク検討委員会は、委託会社の運用に関する業務において、適用法令、協会規則、投資信託約款、顧客との運用ガイドラインを遵守するとともに、善良なる管理者としての注意義務および忠実義務の観点から委託者としての責任を遵守するという目的のため、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を行うことができます。

d. 運用プロセス

経済理論や金融理論を背景とした経済合理性を追求した計量モデルを採用しています。

計量モデルを用いることで、約1,700銘柄に及ぶ多数の銘柄を、複数の評価基準を用いて分析し、これら を基に最も魅力的と思われるポートフォリオを構築します。

ベンチマークである円短期金利（1ヵ月円LIBOR）を上回る収益を追求します。



上記は現行モデルに基づくものであり、計量モデルの改良・更新は継続的、恒常的に行われています。上記がその目的を達成できる保証があるわけではありません。

(4) 【分配方針】

年2回決算を行い、毎計算期末（毎年2月20日および8月20日、ただし、休業日の場合は翌営業日。）に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買損益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

分配金額は、委託会社が収益分配方針に従って、基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本（1万円＝1万円）を下回る場合においても分配を行うことがあります。

収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

（注1）収益分配金は、税金を差し引いた後各計算期間終了日の基準価額により無手数料で全額自動的に再投資されます。

（注2）収益分配金の受取りをご希望の方は、販売会社によっては再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

（５）【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

（a）信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

1. 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
2. 外貨建資産への投資は行いません。
3. 同一企業または団体が発行する有価証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
4. 同一の企業が発行する証券への実質投資割合は、当該企業の発行済み証券の10%以下とします。
5. ロング・ポジションによる信託財産の資産総額は信託財産の純資産総額の100%以下とします。
6. 同一の企業が発行する証券のショート・ポジションの実質時価総額は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
7. デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。ただし、レバレッジ等の目的で使用するものではなく、現物資産等に比較しその流動性や取引コスト等の投資効率の観点から使用します。
8. 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
9. 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
10. 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
11. 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
12. 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

「実質投資割合」とは、投資対象である有価証券等につき、本ファンドの信託財産に属する当該有価証券等の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該有価証券等のうち本ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の本ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。

（b）信託約款上のその他の投資制限**1. 投資する株式等の範囲（信託約款第21条）**

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

上記にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

2. 信用取引の指図範囲（信託約款第23条）

信用取引により株券を売付けることの指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により上記の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

3. 有価証券の空売りの指図範囲（信託約款第24条）

信託財産において有しない有価証券または信託約款第25条の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の売付けにかかる有価証券の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

4. 有価証券の借入れの指図範囲（信託約款第25条）

有価証券の借入れの指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、上記の借入れにかかる有価証券の時価の総額が信託財産の純資産総額を超

えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

上記の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

5．先物取引等の運用指図（信託約款第26条）

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、以下の指図を行うことができます。

- ・わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引
- ・わが国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引

6．スワップ取引の運用指図（信託約款第27条）

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、スワップ取引を行うにあたり必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

7．金利先渡取引の運用指図（信託約款第28条）

金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として本ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

8．有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第30条）

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、本ファンドの信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、本ファンドの信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

上記の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託会社は、有価証券の貸付にあたり必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

9．資金の借入れ（信託約款第38条）

委託会社は、本ファンドの信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、当該信託財産において一部解約金の支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までが5営業日以内である場合のその期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は本ファンドの信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は本ファンドの信託財産中より支弁します。

(c) その他の法令上の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うことを受託銀行に指図することはできません（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

本ファンドへの投資には、一定のリスクを伴います。本ファンドの購入申込者は、以下に掲げる本ファンドに関するリスクおよび留意点を十分にご検討いただく必要があります。なお、以下に記載するリスクおよび留意点は、本ファンドに関わるすべてのリスクおよび留意点を完全に網羅していないことにつき、ご注意ください。

(a) 元本変動リスク

本ファンドへの投資には、資産価値に影響を及ぼす様々なリスクが伴いますので、基準価額の変動により投資元本が減少する可能性があります。したがって、元金は保証されていません。

主なリスクとして以下のものが挙げられます。

1．株式投資リスク（価格変動リスク・信用リスク）

本ファンドは、日本の株式を主要な投資対象としますので、本ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等の様々なリスクが伴うこととなります。一般には株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、本ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があります。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。また、本ファンド株式の売り持ちを行いますので、売り持ちした株式の価格が上昇した場合にも本ファンドの基準価額にマイナスの影響を及ぼし、場合によっては、売り持ちの特性上、損失額が想定以上になることもあります（また、株式を売り持ちするにあたり、借入れコストがかかります。）。本ファンドは、株式市場全体の動向からの影響を抑制することを目指しますが、その影響がなくなるわけではありません。また、売り持ち、買い持ちする株式のリターンの動向について見通しを誤れば基準価額が下落する要因となり、場合によっては大幅に下落することがあります。

2．株式の流動性リスク

本ファンドの投資対象には、小型株式など時価総額が小さく、流動性の低い株式も含まれております。このような株式への投資は、ボラティリティ（価格変動率）が比較的高く、また流動性の高い株式に比べ、市況によっては大幅な価値での売却または高値での買戻しを余儀なくされる可能性があることから、大きなリスクを伴います。

3．取引先に関するリスク

有価証券の貸付、信用取引、先物取引、余資運用等において、相手先の決済不履行リスクや信用リスクが伴います。

(b) 解約申込みに伴う基準価額の下落に関わる留意点

特定日に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入る有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。また、解約資金を手当てするため、資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産から支払われます。

(c) 計量運用に関わる留意点

本ファンドは、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの計量リスク管理モデルまたは計量モデルを用いて運用を行います。計量モデルは仮説に基づき構成されたものであり、市場動向は必ずしもこの仮説と同様の動きを示さない場合があります。このような場合には、本ファンドの基準価額に影響を及ぼす可能性があります。

(d) 資産規模に関わる留意点

本ファンドの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

(e) 成功報酬に関わる留意点

本ファンドでは、委託会社は、基本の信託報酬のほかに、一般的な定率の信託報酬とは異なる成功報酬を徴収いたしますので、この点についてご納得のうえご投資願います。なお、ある特定日においていったん発生し基準価額から控除された成功報酬は、たとえその後基準価額が下落したとしても、減額ないし払戻されることはありません。

(f) ファミリーファンド方式に関わる留意点

本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、本ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額に影響が及ぶ可能性があります。また、効率的な運用を図る目的で、マザーファンドの追加信託の上限は2,000億円となっております。したがって、他のベビーファンドの規模、新規設定、資金動向その他の要因によっては、本ファンドの純資産総額が500億円を下回る場合であってもお申込みを受付けない場合があります。

(g) ベンチマークに関わる留意点

本ファンドは、1ヵ月円LIBORをベンチマークとして運用を行い、これを上回るパフォーマンスを目指しますが、実際のパフォーマンスは、ベンチマークを下回ることがあります。

(h) 法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

法令・税制・会計等は変更される可能性があります。

(i) 本ファンドの名称についての留意点

本ファンドは、委託会社が設定している証券投資信託「ゴールドマン・サックス 日本株式マーケット・ニュートラル・ファンド（愛称：GS ジャパン・ニュートラル）」とは別個のファンドであり、運用実績等も異なる場合があります。

(j) お買付およびご換金の制限に関わる留意点

特定日に金融商品取引所における取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があるときは、特定日の2営業日前までにすでに受付けたお買付およびご換金のお申込みを取消し（ご換金の場合は取消または保留）させていただきますことがあります。

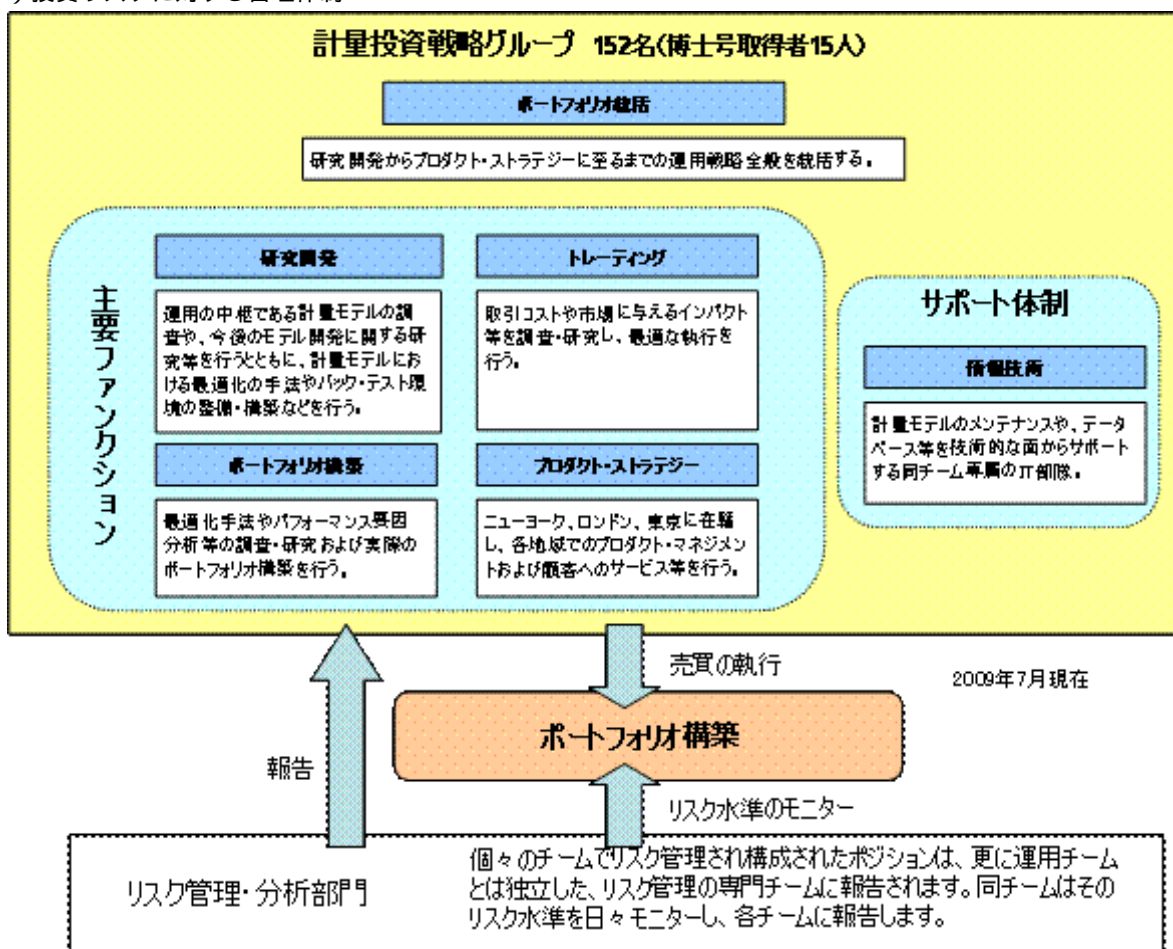
この場合、かかる合理的な事情がなくなったと委託会社が判断した後の最初の基準価額の計算日から起算して3営業日目を特定日とします。さらに、特定日の前営業日または2営業日前において、かかる合理的な事情があると委託会社が判断したときにも、お買付およびご換金のお申込みの取消等および特定日の変更につき、上記の取扱いが準用されるものとします。この場合、ご換金については、受益者は保留されたご換金のお申込みを撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、ご換金代金は、上記により定められる日を特定日として計算された価額とします。

(k) その他の留意点

収益分配金・一部解約金・償還金の支払いはすべて販売会社を通じて行われます。それぞれの場合においてその金額が販売会社に対して支払われた後は、委託会社は受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お買付代金の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を負いません。

(2) 投資リスクに対する管理体制



(注1) リスク管理とは、ベンチマークの収益率と本ファンドの収益率とのかい離の散らばり具合を、一定の範囲に留めることを目指すことです。ただし、かい離幅が一定の範囲におさまることを保証するものではなく、また、必ずしもリスクの低減を目的とするものではありません。

(注2) 上記運用体制およびリスク管理体制は、将来変更される場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

(a) 1.575%（税込）を上限として販売会社がそれぞれ定める申込手数料率をお申込価額（特定日の基準価額（1万口当たり））に乗じて得た額が申込手数料となります。詳しくは、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: www.gsam.co.jp

(b) 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）請求には手数料はかかりませんが、ただし、解約時の基準価額に対し0.2%の信託財産留保額をご負担いただきます。

(3)【信託報酬等】

(a) 基本報酬

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率1.05%（税込）を乗じて得た額とします。委託会社、受託銀行および販売会社間の配分は以下のとおりです。なお、販売会社の間における配分については、販売会社の取扱いに係る純資産総額に応じて決められます。

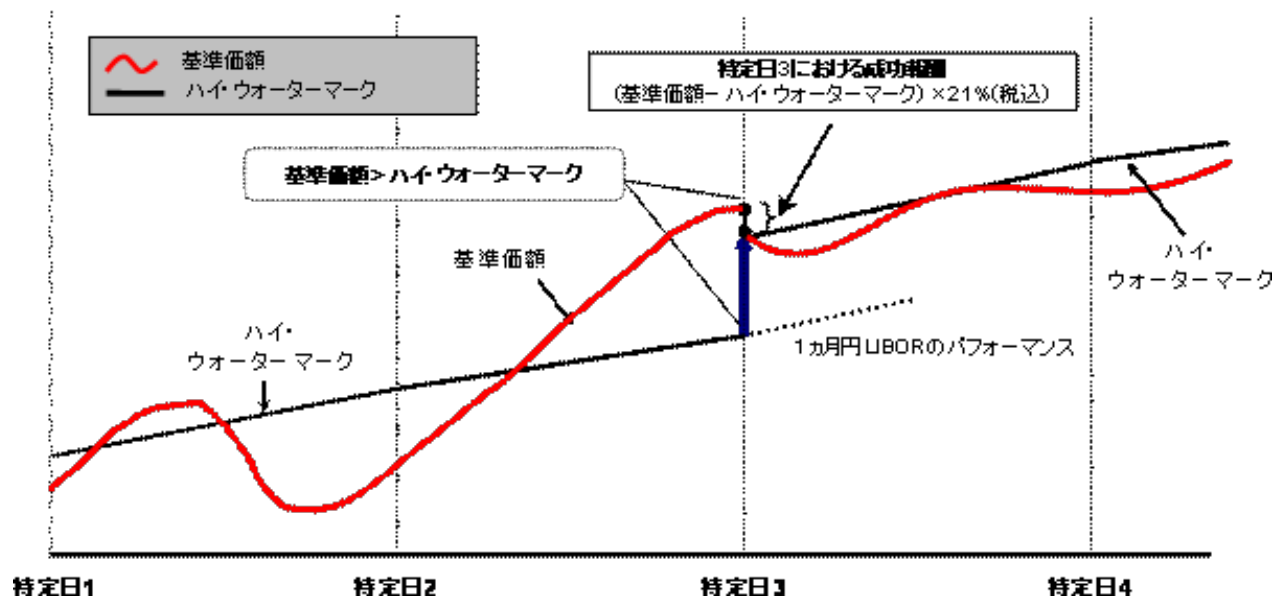
委託会社	販売会社	受託銀行
純資産総額に対し 年率0.4725%（税込）	純資産総額に対し 年率0.4725%（税込）	純資産総額に対し 年率0.1050%（税込）

なお、委託会社の報酬には、GSAMニューヨークの投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の信託財産からの直接的な支払いは行われません。

(b) 成功報酬

委託会社は、基本報酬に加えて、ある特定日（原則として毎月5日および20日。ただし、休業日の場合は、翌営業日とします。）の基準価額（基本報酬控除後、成功報酬および分配金控除前）が、その時点におけるハイ・ウォーターマークを超えた場合には、その超過額に対して21%（税込）の割合の成功報酬を受領します。ある特定日におけるハイ・ウォーターマークとは、直前の特定日におけるハイ・ウォーターマーク（信託設定日の場合は1万口 = 1万円） + 1ヵ月円LIBORによる増加分（直前の特定日からの期間率、1年を360日とした日割り計算）とします。

ある特定日において成功報酬を受領された場合には、以後の成功報酬の計算について、当該特定日におけるハイ・ウォーターマークは、同日の基準価額（基本報酬、成功報酬および分配金控除後）とします。



(注1) 1ヵ月円LIBORは、2009年8月31日現在、年率0.2%です。ハイ・ウォーター・マークの計算において適用される1ヵ月円LIBORは市場動向により変動します。

(注2) 上記は例示をもって理解を深めるための概念図であり、本ファンドの将来の運用成果等につき保証または示唆するものではありません。また、基準価額がハイ・ウォーター・マークを超えない場合には、成功報酬は受領されません。ある特定日においていったん発生し基準価額から控除された成功報酬は、たとえその後基準価額が下落したとしても、減額ないし払戻されることはありません。

(c) 信託報酬（基本報酬および成功報酬）の支払いの時期および方法

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。委託会社および販売会社の報酬は本ファンドから委託会社に対して支払われ、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支払われます。なお、成功報酬発生の有無およびその額をお知りになりたい受益者は、下記照会先にお問い合わせいただければお知らせいたします。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

(4) 【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります（ただし、これらに限定されるものではありません。）。

- (a) 株式等の売買委託手数料、先物取引またはオプション取引等に要する費用
- (b) 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託銀行等の立替えた立替金の利息
- (c) 信託財産に関する租税
- (d) その他信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。また、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断により本ファンドに関連して生じたと認めるものを含みます。）

上記(a)から(c)記載の費用・税金については、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、委託会社は、上記(d)記載の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額をあらかじめ合理的に見積ったうえで、信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を、かかる諸費用の合計額とみなして、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記(d)記載の諸費用の額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

(5) 【課税上の取扱い】

収益分配時・換金時・償還時に受益者が負担する税金は本書提出日現在、以下のとおりです。

ただし、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。

個人の受益者の場合^{*1}

時期	項目	税金
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金 × 10% ^{*2}
換金時 (解約請求による場合)	所得税および地方税	譲渡益 × 10% ^{*2}
償還時	所得税および地方税	譲渡益 × 10% ^{*2}

*1 法人の受益者の場合については、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

*2 2011年12月31日までの期間については、10%（所得税7%、地方税3%）の税率が適用されます。2012年1月1日以降は、20%（所得税15%、地方税5%）となります。詳しくは、後記「収益分配金の課税について」「換金時および償還時の課税について」をご覧ください。

上記のほか、申込手数料に対する消費税等相当額をご負担いただきます。

特別分配金は投資元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

なお、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。また、信託報酬および売買委託手数料その他信託財産から支払われる費用等について消費税等が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。

本ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。

< 個別元本について >

個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、税法上の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の< 収益分配金の課税について >をご覧ください。）

< 収益分配金の課税について >

個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による源泉分離課税が行われ、確定申告は不要です。しかしながら、確定申告により、総合課税（配当控除の適用なし）または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

ただし、特例措置として、2011年12月31日までの間に支払いを受けるべきものについては10%（所得税7%、地方税3%）の税率が適用されます。所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。収益分配金について上場株式等の配当等として確定申告を行う場合（申告分離課税を選択した場合に限りです。）、上場株式等の譲渡による損失（公募株式投資信託の買取差損・解約（償還）差損を含みます。）との損益通算が可能です。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

ただし、特例措置として、2011年12月31日までの間に支払いを受けるべきものについては7%（所得税7%）の税率が適用されます。所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

なお、益金不算入制度は適用されません。

< 換金時および償還時の課税について >

個人の受益者に対する課税

換金時および償還時の譲渡益が課税対象となり、原則として20%（所得税15%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

ただし、特例措置として、2011年12月31日までの間は10%(所得税7%、地方税3%)の税率が適用されます。譲渡益が発生し課税される場合は、源泉徴収選択口座を用いなければ、源泉徴収は行われず、確定申告が必要となります。また、買取差損益および解約(償還)差損益を含めて上場株式等の譲渡損が発生した場合は、確定申告を行うことにより、上場株式等の配当等(申告分離課税を選択した場合に限ります。)との損益通算が可能です。

法人の受益者に対する課税

換金時および償還時の個別元本超過額については、原則として15%(所得税15%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

ただし、特例措置として、2011年12月31日までの間は7%(所得税7%)の税率が適用されます。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2009年8月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券		3,102,318,062	100.03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		1,029,055	0.03
合計(純資産総額)		3,101,289,007	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

<ゴールドマン・サックス 日本株式計量マーケット・ニュートラル戦略マザーファンド>

(2009年8月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	74,206,580,700	94.49
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		4,331,355,345	5.51
合計(純資産総額)		78,537,936,045	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2009年8月31日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量(口数)	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	ゴールドマン・サックス 日本株式計量マーケット・ニュートラル戦略マザーファンド	2,436,630,586	1.2778	3,113,526,563	1.2732	3,102,318,062	100.03

種類別及び業種別投資比率

(2009年8月31日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.03
合計	100.03

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

(2009年8月31日現在)

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

(2009年8月31日現在)

該当事項はありません。

参考情報

<ゴールドマン・サックス 日本株式計量マーケット・ニュートラル戦略マザーファンド>

投資有価証券の主要銘柄

(2009年8月31日現在)

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株式数)	帳簿価額単価 (円)	帳簿価額金額 (円)	評価額単価 (円)	評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	京セラ	電気機器	128,800	7,390.00	951,832,000	7,750.00	998,200,000	1.27
2	日本	株式	任天堂	その他製品	39,000	24,480.00	954,720,000	25,160.00	981,240,000	1.25
3	日本	株式	アマダ	機械	1,502,000	636.00	955,272,000	653.00	980,806,000	1.25
4	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	262,400	3,530.00	926,272,000	3,730.00	978,752,000	1.25
5	日本	株式	グローリー	機械	459,500	2,010.00	923,595,000	2,080.00	955,760,000	1.22
6	日本	株式	日本通運	陸運業	2,281,000	378.00	862,218,000	416.00	948,896,000	1.21
7	日本	株式	日本郵船	海運業	2,352,000	399.00	938,448,000	403.00	947,856,000	1.21
8	日本	株式	大日本住友製薬	医薬品	895,900	928.00	831,395,200	1,051.00	941,590,900	1.20
9	日本	株式	日本曹達	化学	2,125,000	448.00	952,000,000	442.00	939,250,000	1.20
10	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	4,098,400	227.00	930,336,800	228.00	934,435,200	1.19
11	日本	株式	ヤマハ発動機	輸送用機器	843,000	1,098.00	925,614,000	1,097.00	924,771,000	1.18
12	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	246,300	3,785.72	932,424,000	3,750.00	923,625,000	1.18
13	日本	株式	商船三井	海運業	1,552,000	567.00	879,984,000	595.00	923,440,000	1.18
14	日本	株式	フジクラ	非鉄金属	1,874,000	510.00	955,740,000	490.00	918,260,000	1.17
15	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	310,200	3,080.00	955,416,000	2,935.00	910,437,000	1.16
16	日本	株式	新日鉱ホールディングス	石油・石炭製品	1,955,000	483.00	944,265,000	464.00	907,120,000	1.16
17	日本	株式	セイノーホールディングス	陸運業	1,081,000	775.00	837,775,000	829.00	896,149,000	1.14
18	日本	株式	日清製粉グループ本社	食料品	703,500	1,139.00	801,286,500	1,235.00	868,822,500	1.11
19	日本	株式	阪和興業	卸売業	2,366,000	381.00	901,446,000	367.00	868,322,000	1.11
20	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	202,500	3,990.00	807,975,000	4,160.00	842,400,000	1.07
21	日本	株式	ヤマハ	その他製品	686,300	1,194.00	819,442,200	1,195.00	820,128,500	1.04
22	日本	株式	アルプス電気	電気機器	1,445,800	549.00	793,744,200	561.00	811,093,800	1.03
23	日本	株式	損害保険ジャパン	保険業	1,251,000	628.00	785,628,000	635.00	794,385,000	1.01
24	日本	株式	大和工業	鉄鋼	277,300	2,855.00	791,691,500	2,780.00	770,894,000	0.98
25	日本	株式	小森コーポレーション	機械	692,300	1,059.00	733,145,700	1,104.00	764,299,200	0.97
26	日本	株式	青山商事	小売業	437,500	1,653.00	723,187,500	1,725.00	754,687,500	0.96
27	日本	株式	住友商事	卸売業	785,200	961.00	754,577,200	953.00	748,295,600	0.95
28	日本	株式	凸版印刷	その他製品	801,000	905.00	724,905,000	919.00	736,119,000	0.94
29	日本	株式	日産車体	輸送用機器	950,000	788.00	748,600,000	766.00	727,700,000	0.93
30	日本	株式	日産自動車	輸送用機器	1,105,900	714.00	789,612,600	650.00	718,835,000	0.92

種類別及び業種別投資比率

（2009年8月31日現在）

国内 / 外国	業種	投資比率（％）
国内	鉱業	0.04
	建設業	2.46
	食料品	2.97
	繊維製品	1.37
	化学	8.66
	医薬品	5.22
	石油・石炭製品	2.45
	ゴム製品	0.33
	ガラス・土石製品	1.54
	鉄鋼	3.77
	非鉄金属	1.95
	金属製品	0.33
	機械	6.47
	電気機器	12.97
	輸送用機器	6.55
	精密機器	0.08
	その他製品	4.25
	電気・ガス業	1.27
	陸運業	4.27
	海運業	2.38
	倉庫・運輸関連業	0.46
	情報・通信業	4.64
	卸売業	7.82
	小売業	3.16
	銀行業	2.52
	証券、商品先物取引業	0.29
	保険業	2.65
	その他金融業	1.75
	不動産業	0.47
	サービス業	1.40
合計		94.49

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

（2009年8月31日現在）

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

（2009年8月31日現在）

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

2009年8月31日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
1期	(2003年2月20日)	790	790	1.0270	1.0270
2期	(2003年8月20日)	6,185	6,244	1.0423	1.0523
3期	(2004年2月20日)	6,501	6,533	1.0219	1.0269
4期	(2004年8月20日)	9,183	9,270	1.0573	1.0673
5期	(2005年2月21日)	7,244	7,311	1.0774	1.0874
6期	(2005年8月22日)	10,999	11,098	1.1181	1.1281
7期	(2006年2月20日)	9,942	9,987	1.0901	1.0951
8期	(2006年8月21日)	8,503	8,580	1.0945	1.1045
9期	(2007年2月20日)	7,307	7,371	1.1268	1.1368
10期	(2007年8月20日)	6,254	6,282	1.0945	1.0995
11期	(2008年2月20日)	5,761	5,787	1.0915	1.0965
12期	(2008年8月20日)	4,655	4,677	1.0297	1.0347
13期	(2009年2月20日)	3,635	3,653	0.9973	1.0023
14期	(2009年8月20日)	3,195	3,212	0.9260	0.9310
	2008年8月末日	4,720		1.0406	
	2008年9月末日	4,372		1.0165	
	2008年10月末日	4,311		1.0205	
	2008年11月末日	4,225		1.0075	
	2008年12月末日	4,158		1.0005	
	2009年1月末日	3,657		1.0034	
	2009年2月末日	3,646		0.9969	
	2009年3月末日	3,550		0.9706	
	2009年4月末日	3,453		0.9690	
	2009年5月末日	3,443		0.9703	
	2009年6月末日	3,341		0.9565	
	2009年7月末日	3,258		0.9416	
	2009年8月末日	3,101		0.9224	

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	自 2002年12月20日 至 2003年2月20日	0.0000
第2期	自 2003年2月21日 至 2003年8月20日	0.0100
第3期	自 2003年8月21日 至 2004年2月20日	0.0050
第4期	自 2004年2月21日 至 2004年8月20日	0.0100
第5期	自 2004年8月21日 至 2005年2月21日	0.0100
第6期	自 2005年2月22日 至 2005年8月22日	0.0100
第7期	自 2005年8月23日 至 2006年2月20日	0.0050
第8期	自 2006年2月21日 至 2006年8月21日	0.0100
第9期	自 2006年8月22日 至 2007年2月20日	0.0100
第10期	自 2007年2月21日 至 2007年8月20日	0.0050
第11期	自 2007年8月21日 至 2008年2月20日	0.0050
第12期	自 2008年2月21日 至 2008年8月20日	0.0050
第13期	自 2008年8月21日 至 2009年2月20日	0.0050
第14期	自 2009年2月21日 至 2009年8月20日	0.0050

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1期	自 2002年12月20日 至 2003年 2月20日	2.7
第2期	自 2003年 2月21日 至 2003年 8月20日	2.5
第3期	自 2003年 8月21日 至 2004年 2月20日	1.5
第4期	自 2004年 2月21日 至 2004年 8月20日	4.4
第5期	自 2004年 8月21日 至 2005年 2月21日	2.8
第6期	自 2005年 2月22日 至 2005年 8月22日	4.7
第7期	自 2005年 8月23日 至 2006年 2月20日	2.1
第8期	自 2006年 2月21日 至 2006年 8月21日	1.3
第9期	自 2006年 8月22日 至 2007年 2月20日	3.9
第10期	自 2007年 2月21日 至 2007年 8月20日	2.4
第11期	自 2007年 8月21日 至 2008年 2月20日	0.2
第12期	自 2008年 2月21日 至 2008年 8月20日	5.2
第13期	自 2008年 8月21日 至 2009年 2月20日	2.7
第14期	自 2009年 2月21日 至 2009年 8月20日	6.6

6【手続等の概要】

1 申込（販売）手続等

- (1) お買付のお申込みは、毎月の特定日^{*1}の2営業日前の午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）^{*2}までとします。当該日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日にお買付のお申込みが行われたものとして取扱います。
 - *1 原則として毎月5日および20日（ただし、休業日の場合は翌営業日）とします。
 - *2 販売会社によっては午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）より前に受付を締め切ることがありますので、販売会社にご確認ください。
- (2) お買付に際して、本ファンドに係る「自動けいぞく投資契約」（販売会社によって名称が異なる場合があります。）を販売会社との間で結んでいただきます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (3) お買付価額は、特定日の基準価額です。また、お買付には申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。
- (4) お買付単位は、1,000万円以上1円単位とします。ただし、販売会社によって最低買付単位が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (5) お買付代金はお申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (6) 毎月の特定日において、販売会社は、金融商品取引所における取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社は特定日の2営業日前までにすでに受付けた取得申込みを取消することができます。この場合、委託会社がかかる合理的な事情がなくなったと判断した後の最初の基準価額の計算日から起算して3営業日目を特定日とします。さらに、特定日の前営業日または2営業日前において、かかる合理的な事情があると委託会社が判断したときにも、取得申込みの取消しおよび特定日の変更につき、上記の取扱いが準用されるものとします。

2 換金（解約）手続等

- (1) ご換金の申込みは、毎月の特定日^{*1}の2営業日前の午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）^{*2}までに販売会社にお申込みください。当該日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日にご換金のお申込みが行われたものとして取扱います。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。
 - *1 原則として毎月5日および20日（ただし、休業日の場合は翌営業日）とします。
 - *2 販売会社によっては午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）より前に受付を締め切ることがありますので、販売会社にご確認ください。
- (2) ご換金は解約請求制により行うことができます。ご換金の単位は、1口単位とします。

（注）ただし、株式会社三井住友銀行においては便宜上1円以上1円単位のご換金のみのお申込みを受付けます。
詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- (3) ご換金価額は、特定日の基準価額から当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額^{*}として控除した価額（以下「解約価額」といいます。）とします。手取り額は、解約価額から換金にかかる税金を差引いた金額となります。
 - * 「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めると同時に、信託期間の途中で換金される方と引き続きこの投資信託を保有される受益者との公平性を確保するために、換金される方にご負担いただくもので、信託財産に繰り入れられます。
詳しくは、「第1 ファンドの状況 4 手数料及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。
- (4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）
ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：日ニュート）。
- (5) ご換金の代金は、特定日から起算して、原則として4営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。
- (6) 委託会社は、毎月の特定日において、金融商品取引所における取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があるときは、特定日の2営業日前までにすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消することができます。なお、この場合、委託会社がかかる事情がなくなったと判断した後の最初の基準価額の計算日から起算して3営業日目を特定日とします。さらに、特定日の前営業日または2営業日前において、かかる合理的な事情があると委託会社が判断したときにも、一部解約の実行の請求の保留または取消しおよび特定日の変更につ

き、上記の取扱いが準用されるものとします。

これにより一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は保留された一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、上記により定められる日を特定日として上記に準じて計算された価額とします。

7【管理及び運営の概要】

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

本ファンドの基準価額（1万口当たりで表示されます。）は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03（6437）6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：日ニユト）。年2回（2月および8月）の決算時および償還時に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。成功報酬発生の有無およびその額をお知りになりたい受益者は、上記照会先電話番号にお問い合わせいただければお知らせいたします。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

(2) 信託期間

原則として、無期限。ただし、下記「(4) その他 a . 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

(3) 計算期間

原則として、毎年2月21日から8月20日までおよび8月21日から翌年2月20日までとします。なお、第1計算期間は2002年12月20日から2003年2月20日までです。

(4) その他

a . 信託の終了

本ファンドは以下の場合には、所定の手続き^{*}を経て終了することがあります。

- (1) 受益権の総口数が50億口を下回ることとなった場合
- (2) 監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき
- (3) 委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき（ただし他の投資信託委託会社が委託者の業務を引き継ぐときを除きます。）
- (4) 受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし他の信託銀行が受託者の業務を引き継ぐときを除きます。）
- (5) 受託銀行の辞任または解任に際し新受託者を選任できないとき
- (6) 委託会社が、信託契約を解約することが受益者のため有利と認めるとき、または正当な理由があるときで、受託銀行と合意する場合

^{*} 委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る、知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。

b . 約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるときまたは正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます^{*}。

^{*} 委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権

の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。

c. その他の契約の変更

(a) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

(b) 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社（GSAMニューヨーク）との間の投資顧問契約には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

d. 反対者の買取請求権

上記a.に規定する信託契約の解約または上記b.に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記a.または上記b.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

2 受益者の権利等

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、上記の収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを中止することを申出た場合においては、上記にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金は、原則として信託終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「6 手続等の概要 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

一部解約金は、特定日から起算して、原則として4営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については支払開始日までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、当該販売会社に対する支払いをもって委託会社は免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

(6) 換金手続等

前記「6 手続等の概要 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

第2【財務ハイライト情報】

- ・以下の情報は、「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」に記載された情報を抜粋して記載したものです。
- ・「第三部 ファンドの詳細情報」の「第4 ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」については、あらた監査法人による監査を受けており、当該監査報告書は当有価証券届出書に添付されております。

1【財務諸表】

【GS 日本株式マーケット・ニュートラル・オープン】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第13期 (2009年2月20日現在)	第14期 (2009年8月20日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	3,677,042,442	3,231,327,676
流動資産合計	3,677,042,442	3,231,327,676
資産合計	3,677,042,442	3,231,327,676
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	18,227,290	17,253,344
未払受託者報酬	2,227,027	1,787,201
未払委託者報酬	20,043,148	16,084,752
その他未払費用	990,968	795,243
流動負債合計	41,488,433	35,920,540
負債合計	41,488,433	35,920,540
純資産の部		
元本等		
元本	3,645,458,017	3,450,668,840
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	9,904,008	255,261,704
(分配準備積立金)	144,178,571	138,783,548
元本等合計	3,635,554,009	3,195,407,136
純資産合計	3,635,554,009	3,195,407,136
負債純資産合計	3,677,042,442	3,231,327,676

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第13期 自 2008年 8月21日 至 2009年 2月20日	第14期 自 2009年 2月21日 至 2009年 8月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	98,896,835	217,380,026
営業収益合計	98,896,835	217,380,026
営業費用		
受託者報酬	2,227,027	1,787,201
委託者報酬	20,043,148	16,084,752
その他費用	990,968	795,243
営業費用合計	23,261,143	18,667,196
営業損失()	122,157,978	236,047,222
経常損失()	122,157,978	236,047,222
当期純損失()	122,157,978	236,047,222
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	20,469,252	7,038,510
期首剰余金又は期首欠損金()	134,450,602	9,904,008
剰余金増加額又は欠損金減少額	460,123	936,691
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	936,691
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	460,123	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	24,898,717	32,331
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	24,898,717	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	32,331
分配金	18,227,290	17,253,344
期末剰余金又は期末欠損金()	9,904,008	255,261,704

[次へ](#)

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第13期 自 2008年 8月21日 至 2009年 2月20日	第14期 自 2009年 2月21日 至 2009年 8月20日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受 益証券の基準価額で評価してありま す。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	第13期 (2009年 2月20日現在)	第14期 (2009年 8月20日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	4,520,569,599円	3,645,458,017円
期中追加設定元本額	15,492,390円	11,973,879円
期中一部解約元本額	890,603,972円	206,763,056円
2. 計算期間末日における受益権の 総数	3,645,458,017口	3,450,668,840口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総 額を下回っており、その差額は 9,904,008円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総 額を下回っており、その差額は 255,261,704円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第13期 自 2008年 8月21日 至 2009年 2月20日	第14期 自 2009年 2月21日 至 2009年 8月20日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	9,099,308円	19,634,138円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	円	円
収益調整金額	115,697,002円	109,964,427円
分配準備積立金額	153,306,553円	136,402,754円
本ファンドの分配対象収益額	278,102,863円	266,001,319円
本ファンドの期末残存口数	3,645,458,017口	3,450,668,840口
1口当たり収益分配対象額	0.076287円	0.077086円
1口当たり分配金額	0.0050円	0.0050円
収益分配金金額	18,227,290円	17,253,344円

(注) 上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第13期(2009年2月20日現在)		第14期(2009年8月20日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	3,677,042,442	81,039,726	3,231,327,676	210,650,804
合計	3,677,042,442	81,039,726	3,231,327,676	210,650,804

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	第13期 (2009年2月20日現在)	第14期 (2009年8月20日現在)
1口当たり純資産額	0.9973円	0.9260円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

参考情報

本ファンドは、「ゴールドマン・サックス 日本株式計量マーケット・ニュートラル戦略マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「ゴールドマン・サックス 日本株式計量マーケット・ニュートラル戦略マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(2009年2月20日現在)	(2009年8月20日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
金銭信託		491,072	78,961
コール・ローン		20,885,228,012	16,660,977,970
株式	1	65,903,743,200	76,845,284,600
未収入金		17,635,508	
信用取引預け金		80,803,337,771	66,409,104,195
未収配当金		79,047,800	65,781,200
未収利息		65,327	51,954
差入保証金		26,395,200	
流動資産合計		167,715,943,890	159,981,278,880
資産合計		167,715,943,890	159,981,278,880
負債の部			
流動負債			
信用売証券		66,120,382,125	78,322,943,800
その他未払費用		781,850,279	458,122,891
流動負債合計		66,902,232,404	78,781,066,691
負債合計		66,902,232,404	78,781,066,691
純資産の部			
元本等			
元本		74,059,926,003	63,549,081,475
剰余金			
期末剰余金		26,753,785,483	17,651,130,714
剰余金合計		26,753,785,483	17,651,130,714
元本等合計		100,813,711,486	81,200,212,189
純資産合計		100,813,711,486	81,200,212,189
負債・純資産合計		167,715,943,890	159,981,278,880

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2008年 8月21日 至 2009年 2月20日	自 2009年 2月21日 至 2009年 8月20日
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>2. 収益及び費用の計上基準</p>	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。</p> <p>(2) 信用売証券 個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。</p> <p>その他費用 配当落調整額は原則として、株式の配当落ち日において、予想配当金額の93%を計上し、残額については出金時に計上しております。</p>	<p>(1) 株式 同左</p> <p>(2) 信用売証券 同左</p> <p>その他費用 同左</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	(2009年2月20日現在)	(2009年8月20日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	84,892,668,913円	74,059,926,003円
期中追加設定元本額	1,616,126,660円	46,411,003円
期中一部解約元本額	12,448,869,570円	10,557,255,531円
期末元本額	74,059,926,003円	63,549,081,475円
元本の内訳		
ゴールドマン・サックス日本株式マーケット・ニュートラル・ファンド	4,955,448,764円	4,229,852,046円
G S日本株式マーケット・ニュートラル・オープン	2,701,324,157円	2,528,821,159円
ゴールドマン・サックス日本株式計量マーケット・ニュートラル・ファンド(適格機関投資家専用)	5,162,833,531円	4,082,217,371円
ゴールドマン・サックス日本株式計量マーケット・ニュートラル・ファンド2(少人数私募)	5,192,617,628円	5,053,933,565円
ゴールドマン・サックス日本株式計量マーケット・ニュートラルF(適格機関投資家専用)	1,732,052,212円	1,704,850,092円
ゴールドマン・サックス日本株式計量マーケット・ニュートラル・ファンドD B 2(少人数私募)	32,134,370,150円	28,639,906,463円
ゴールドマン・サックス日本株式計量マーケット・ニュートラル・ファンド(少人数私募/大口投資家専用)	22,181,279,561円	17,309,500,779円
2. 担保資産(1)	信用取引に係る差入保証金代用有価証券として、担保として供している資産は次の通りであります。 株式63,531,915,600円	信用取引に係る差入保証金代用有価証券として、担保として供している資産は次の通りであります。 株式74,061,690,600円
3. 計算期間末日における受益権の総数	74,059,926,003口	63,549,081,475口

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(2009年2月20日現在)		(2009年8月20日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
株式	65,903,743,200	40,400,616,310	76,845,284,600	18,886,188,650
資産合計	65,903,743,200	40,400,616,310	76,845,284,600	18,886,188,650
信用売証券	66,120,382,125	14,682,955,646	78,322,943,800	11,913,839,605
負債合計	66,120,382,125	14,682,955,646	78,322,943,800	11,913,839,605

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

項目	(2009年2月20日現在)	(2009年8月20日現在)
1口当たり純資産額	1.3612円	1.2778円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

a 受益権の名義書換

該当事項はありません。

b 受益者に対する特典

該当事項はありません。

c 受益権の譲渡制限

該当事項はありません。ただし、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗することができません。

d その他

本ファンドの受益権は振替受益権であり、委託会社は、やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

(2) 保管

(3) 信託期間

(4) 計算期間

(5) その他

2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

1 財務諸表

2 ファンドの現況

第5 設定及び解約の実績

第三部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

本ファンドの信託設定日は2002年12月20日であり、同日より運用を開始しました。

マザーファンドの信託設定日は2002年1月30日であり、同日より運用を開始しました。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、お買付の申込みを行うものとします。お買付のお申込みは、毎月の特定日^{*1}の2営業日前の午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）^{*2}までとします。当該日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日にお買付のお申込みが行われたものとして取扱います。

*1 原則として毎月5日および20日。ただし、休業日の場合は翌営業日。

*2 販売会社によっては午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）より前に受付を締め切ることがありますので、販売会社にご確認ください。

(2) お買付に際して、本ファンドに係る「自動けいぞく投資契約」（販売会社によっては名称が異なる場合があります。）を販売会社との間で結んでいただきます。なお、販売会社によっては、自動けいぞく投資契約を結んだ場合であっても、収益分配金の受取りをご希望の方は、再投資を中止することを申出することができます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(3) お買付価額は、特定日の基準価額です。また、お買付には申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額がかかります。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ・アドレス: www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：日ニユト）。

(4) お買付単位は、1,000万円以上1円単位とします。ただし、販売会社によって最低買付単位が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(5) お買付代金はお申込みの販売会社にお支払いください。お買付代金の払込期日は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(6) 毎月の特定日において、金融商品取引所における取引の停止その他合理的な事情（コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、販売会社は特定日の2営業日前までにすでに受付けた取得申込みを取消することができます。この場合、委託会社がかかる合理的な事情がなくなったと判断した後の最初の基準価額の計算日から起算して3営業日目を特定日とします。さらに、特定日の前営業日または2営業日前において、かかる合理的な事情があると委託会社が判断したときにも、取得申込みの取消および特定日の変更につき、上記の取扱いが準用されるものとします。

2【換金（解約）手続等】

(1) ご換金の申込みは、毎月の特定日^{*1}の2営業日前の午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）^{*2}までに販売会社にお申込みください。当該日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日にご換金のお申込みが行われたものとして取扱います。ご換金場所は販売会社の本・支店、営業所です。

*1 原則として毎月5日および20日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。

*2 販売会社によっては午後3時（国内の金融商品取引所の半休日は午前11時）より前に受付を締め切ることがありますので、販売会社にご確認ください。

(2) ご換金は解約請求制により行うことができます。ご換金の単位は、1口単位とします。

（注）ただし、株式会社三井住友銀行においては便宜上1円以上1円単位のご換金のみのお申込みを受付けます。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(3) ご換金価額は、特定日の基準価額から当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額^{*}として控除した価額（以下「解約価額」といいます。）とします。手取り額は、解約価額から、換金にかかる税金を差引いた金額となります。

* 「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めると同時に、信託期間の途中で換金される方と引き続きこの投資信託を保有される受益者との公平性を確保するために、換金される方にご負担いただくもので、信託財産に繰り入れられます。

詳しくは、「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

(4) 本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (6437) 6000 (受付時間 : 営業日の午前 9 時から午後 5 時まで)

ホームページ・アドレス : www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます(略称:日ニユト)。

(5) ご換金の代金は、特定日から起算して、原則として4営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。

(6) 委託会社は、毎月の特定日において、金融商品取引所における取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があるときは、特定日の2営業日前までにすでに受付けた一部解約の実行の請求を保留または取消することができます。なお、この場合、委託会社がかかる事情がなくなったと判断した後の最初の基準価額の計算日から起算して3営業日目を特定日とします。さらに、特定日の前営業日または2営業日前において、かかる合理的な事情があると委託会社が判断したときにも、一部解約の実行の請求の保留または取消および特定日の変更につき、上記の取扱いが準用されるものとします。

これにより一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は保留された一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、上記により定められる日を特定日として上記に準じて計算された価額とします。

(7) 信託約款の変更を行う場合においてその内容の変更が重大な場合に、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要

(5) その他 b . 約款変更」に定める期間内に異議を述べた受益者は、投資信託法の規定に定めるところにより、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を本ファンドの信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 a . 信託の終了」に規定する信託契約の解約を行う場合において、所定の期間内に異議を述べた受益者についても同様です。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

本ファンド1万口当たりの純資産総額（以下「基準価額」といいます。）は、本ファンドの信託財産の純資産総額をその時の受益権総口数で除して得た額の1万口当たりの額です。「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額は販売会社または下記の照会先で入手可能です。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話：03(6437)6000（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページ・アドレス：www.gsam.co.jp

また、原則として、日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます（略称：日ニユト）。年2回（2月および8月）の決算時および償還時に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じてお渡しいたします。成功報酬発生の有無およびその額をお知りになりたい受益者は、上記照会先電話番号にお問合わせいただければお知らせいたします。

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、販売会社または上記のホームページにおいて入手可能です。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

本ファンドの信託期間は2002年12月20日から開始し、期限はありません。ただし、下記「(5) その他 a. 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

(4)【計算期間】

本ファンドの計算期間は、毎年2月21日から8月20日までおよび8月21日から翌年2月20日までとすることを原則とします。なお、第1計算期間は2002年12月20日から2003年2月20日までです。以上にかかわらず、この原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日までとします。

(5)【その他】

a. 信託の終了

(a) 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、本ファンドの受益権の総口数が50億口を下回るようになった場合には、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届出ることにより、信託契約を解約し、本ファンドに係る信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記(b)に定める受益者異議手続を準用します。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

(b) その他の事由による信託の終了

監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき、委託会社の登録取消、解散、業務廃止のとき（ただし、監督官庁が信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は下記b.に記載する受益者の異議により約款変更ができない場合を除き、当該投資信託委託会社と受託銀行との間において存続します。）、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただし他の信託銀行が受託者の業務を引継ぐときを除きます。）、受託銀行の辞任または解任に際し委託会社が新受託者を選任できないときには、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託銀行が受託者を辞任したときは、委託会社は新受託者を選任します。また、委託会社は、信託約款に定める場合には法令に従い受託銀行を解任することができます。

また、委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利と認めるとき、または正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記

します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

b. 約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるときまたは正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができ、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

c. その他の契約の変更

(a) 募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をしますが、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

(b) 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社（GSAMニューヨーク）との間の投資顧問契約には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問会社が法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、本ファンドに重大な損失を生じしめた場合、またはその他の理由により委託会社が必要と認める場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または本ファンドに関する投資顧問契約上のサービスの中止または変更を投資顧問会社に対して求めることができます。投資顧問契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

d. 反対者の買取請求権

上記a.に規定する信託契約の解約または上記b.に規定する信託約款の変更を行う場合において、上記a.または上記b.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ、受託銀行に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

e. 信託業務の委託等

受託銀行は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託銀行の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- ・委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- ・委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- ・委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
- ・内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託銀行は、上記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

上記にかかわらず、受託銀行は、次に掲げる業務（裁量性のないものに限り、）を、受託銀行および委託会社が適

当と認める者（受託銀行の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

- ・ 信託財産の保存に係る業務
- ・ 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- ・ 委託会社のみの方図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- ・ 受託銀行が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支払います。

f. 混蔵寄託

金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本f.において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

g. 信託財産の登記等および記載等の留保等

信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託銀行が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

上記ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託銀行が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託銀行が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

h. 有価証券売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

i. 再投資の指図

委託会社は、上記の一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

j. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、投資信託委託会社の事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、信託契約に関する事業を承継させることがあります。

2【受益者の権利等】

(1) 収益分配金の受領権に関する内容および権利行使の手続

受託銀行が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、上記の収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを中止することを申出た場合においては、上記にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金（信託終了時における本ファンドの信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額）は、原則として信託終了日から起算して5営業日までに販売会社を通じて信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者への支払いを開始します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託銀行から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続

一部解約金の受領権に関する内容および権利行使の手続については、前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

一部解約金は、特定日から起算して、原則として4営業日目から販売会社を通じて受益者に支払われます。

(4) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については支払開始日までに、償還金については支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。

受託銀行は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(5) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いについては、当該販売会社に対する支払いをもって委託会社は免責されるものとします。かかる支払いがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭となります。

(6) 換金手続等

前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご覧ください。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 本ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 本ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- (3) 本ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期計算期間（2008年8月21日から2009年2月20日まで）及び第14期計算期間（2009年2月21日から2009年8月20日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【GS 日本株式マーケット・ニュートラル・オープン】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第13期 (2009年2月20日現在)	第14期 (2009年8月20日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	3,677,042,442	3,231,327,676
流動資産合計	3,677,042,442	3,231,327,676
資産合計	3,677,042,442	3,231,327,676
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	18,227,290	17,253,344
未払受託者報酬	2,227,027	1,787,201
未払委託者報酬	20,043,148	16,084,752
その他未払費用	990,968	795,243
流動負債合計	41,488,433	35,920,540
負債合計	41,488,433	35,920,540
純資産の部		
元本等		
元本	3,645,458,017	3,450,668,840
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	9,904,008	255,261,704
（分配準備積立金）	144,178,571	138,783,548
元本等合計	3,635,554,009	3,195,407,136
純資産合計	3,635,554,009	3,195,407,136
負債純資産合計	3,677,042,442	3,231,327,676

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第13期 自 2008年 8月21日 至 2009年 2月20日	第14期 自 2009年 2月21日 至 2009年 8月20日
営業収益		
有価証券売買等損益	98,896,835	217,380,026
営業収益合計	98,896,835	217,380,026
営業費用		
受託者報酬	2,227,027	1,787,201
委託者報酬	20,043,148	16,084,752
その他費用	990,968	795,243
営業費用合計	23,261,143	18,667,196
営業損失()	122,157,978	236,047,222
経常損失()	122,157,978	236,047,222
当期純損失()	122,157,978	236,047,222
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	20,469,252	7,038,510
期首剰余金又は期首欠損金()	134,450,602	9,904,008
剰余金増加額又は欠損金減少額	460,123	936,691
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	936,691
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	460,123	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	24,898,717	32,331
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	24,898,717	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	32,331
分配金	18,227,290	17,253,344
期末剰余金又は期末欠損金()	9,904,008	255,261,704

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第13期 自 2008年 8月21日 至 2009年 2月20日	第14期 自 2009年 2月21日 至 2009年 8月20日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受 益証券の基準価額で評価してありま す。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	第13期 (2009年 2月20日現在)	第14期 (2009年 8月20日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	4,520,569,599円	3,645,458,017円
期中追加設定元本額	15,492,390円	11,973,879円
期中一部解約元本額	890,603,972円	206,763,056円
2. 計算期間末日における受益権の 総数	3,645,458,017口	3,450,668,840口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総 額を下回っており、その差額は 9,904,008円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総 額を下回っており、その差額は 255,261,704円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第13期 自 2008年 8月21日 至 2009年 2月20日	第14期 自 2009年 2月21日 至 2009年 8月20日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	9,099,308円	19,634,138円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	円	円
収益調整金額	115,697,002円	109,964,427円
分配準備積立金額	153,306,553円	136,402,754円
本ファンドの分配対象収益額	278,102,863円	266,001,319円
本ファンドの期末残存口数	3,645,458,017口	3,450,668,840口
1口当たり収益分配対象額	0.076287円	0.077086円
1口当たり分配金額	0.0050円	0.0050円
収益分配金金額	18,227,290円	17,253,344円

(注) 上記の費用控除後の配当等収益額は本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第13期（2009年2月20日現在）		第14期（2009年8月20日現在）	
	貸借対照表計上額 （円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 （円）	貸借対照表計上額 （円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	3,677,042,442	81,039,726	3,231,327,676	210,650,804
合計	3,677,042,442	81,039,726	3,231,327,676	210,650,804

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

区分	第13期 （2009年2月20日現在）	第14期 （2009年8月20日現在）
1口当たり純資産額	0.9973円	0.9260円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
日本円	親投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス 日本株式計 量マーケット・ニュートラル戦略マ ザーファンド	2,528,821,159	3,231,327,676	
合計			2,528,821,159	3,231,327,676	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

参考情報

本ファンドは、「ゴールドマン・サックス 日本株式計量マーケット・ニュートラル戦略マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「ゴールドマン・サックス 日本株式計量マーケット・ニュートラル戦略マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(2009年2月20日現在)	(2009年8月20日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
金銭信託		491,072	78,961
コール・ローン		20,885,228,012	16,660,977,970
株式	1	65,903,743,200	76,845,284,600
未収入金		17,635,508	
信用取引預け金		80,803,337,771	66,409,104,195
未収配当金		79,047,800	65,781,200
未収利息		65,327	51,954
差入保証金		26,395,200	
流動資産合計		167,715,943,890	159,981,278,880
資産合計		167,715,943,890	159,981,278,880
負債の部			
流動負債			
信用売証券		66,120,382,125	78,322,943,800
その他未払費用		781,850,279	458,122,891
流動負債合計		66,902,232,404	78,781,066,691
負債合計		66,902,232,404	78,781,066,691
純資産の部			
元本等			
元本		74,059,926,003	63,549,081,475
剰余金			
期末剰余金		26,753,785,483	17,651,130,714
剰余金合計		26,753,785,483	17,651,130,714
元本等合計		100,813,711,486	81,200,212,189
純資産合計		100,813,711,486	81,200,212,189
負債・純資産合計		167,715,943,890	159,981,278,880

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2008年 8月21日 至 2009年 2月20日	自 2009年 2月21日 至 2009年 8月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 株式 移動平均法に基づき、法令及び 社団法人投資信託協会規則に従 い、時価評価しております。	(1) 株式 同左
	(2) 信用売証券 個別法に基づき、法令及び社団 法人投資信託協会規則に従い、時 価評価しております。	(2) 信用売証券 同左
2. 収益及び費用の計上基準	その他費用 配当落調整額は原則として、株式 の配当落ち日において、予想配当金 額の93%を計上し、残額については 出金時に計上しております。	その他費用 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(2009年2月20日現在)	(2009年8月20日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	84,892,668,913円	74,059,926,003円
期中追加設定元本額	1,616,126,660円	46,411,003円
期中一部解約元本額	12,448,869,570円	10,557,255,531円
期末元本額	74,059,926,003円	63,549,081,475円
元本の内訳		
ゴールドマン・サックス日本株式マーケット・ニュートラル・ファンド	4,955,448,764円	4,229,852,046円
G S日本株式マーケット・ニュートラル・オープン	2,701,324,157円	2,528,821,159円
ゴールドマン・サックス日本株式計量マーケット・ニュートラル・ファンド(適格機関投資家専用)	5,162,833,531円	4,082,217,371円
ゴールドマン・サックス日本株式計量マーケット・ニュートラル・ファンド2(少人数私募)	5,192,617,628円	5,053,933,565円
ゴールドマン・サックス日本株式計量マーケット・ニュートラルF(適格機関投資家専用)	1,732,052,212円	1,704,850,092円
ゴールドマン・サックス日本株式計量マーケット・ニュートラル・ファンドD B 2(少人数私募)	32,134,370,150円	28,639,906,463円
ゴールドマン・サックス日本株式計量マーケット・ニュートラル・ファンド(少人数私募/大口投資家専用)	22,181,279,561円	17,309,500,779円
2. 担保資産(1)	信用取引に係る差入保証金代用有価証券として、担保として供している資産は次の通りであります。 株式63,531,915,600円	信用取引に係る差入保証金代用有価証券として、担保として供している資産は次の通りであります。 株式74,061,690,600円
3. 計算期間末日における受益権の総数	74,059,926,003口	63,549,081,475口

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(2009年2月20日現在)		(2009年8月20日現在)	
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
株式	65,903,743,200	40,400,616,310	76,845,284,600	18,886,188,650
資産合計	65,903,743,200	40,400,616,310	76,845,284,600	18,886,188,650
信用売証券	66,120,382,125	14,682,955,646	78,322,943,800	11,913,839,605
負債合計	66,120,382,125	14,682,955,646	78,322,943,800	11,913,839,605

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

項目	(2009年2月20日現在)	(2009年8月20日現在)
1口当たり純資産額	1.3612円	1.2778円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(ア) 株式

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
日鉄鉱業	70,000	449.00	31,430,000	*
コムシスホールディングス	376,000	1,061.00	398,936,000	*
太平工業	1,032,000	299.00	308,568,000	*
東鉄工業	92,000	630.00	57,960,000	*
三井ホーム	11,000	567.00	6,237,000	*
N I P P O	248,000	786.00	194,928,000	*
前田道路	49,000	845.00	41,405,000	*
日本道路	62,000	251.00	15,562,000	*
積水ハウス	617,000	889.00	548,513,000	*
大明	159,200	914.00	145,508,800	*
東京エネシス	94,000	769.00	72,286,000	*
トーエネック	45,000	578.00	26,010,000	*
住友電設	92,000	501.00	46,092,000	*
東電通	291,000	179.00	52,089,000	*
九電工	75,000	598.00	44,850,000	*
日本製粉	592,000	461.00	272,912,000	*
日清製粉グループ本社	703,500	1,139.00	801,286,500	*
中部飼料	71,000	818.00	58,078,000	*
日本甜菜製糖	389,000	260.00	101,140,000	*
三井製糖	424,000	359.00	152,216,000	*
米久	152,500	890.00	135,725,000	*
メルシャン	340,000	239.00	81,260,000	*
三国コカ・コーラボトリング	160,900	776.00	124,858,400	*
コカ・コーラウエスト	181,300	1,785.00	323,620,500	*
コカ・コーラ セントラル ジャパン	29,200	1,276.00	37,259,200	
日清オイリオグループ	209,000	497.00	103,873,000	*
フジッコ	48,000	1,092.00	52,416,000	
ロック・フィールド	38,400	1,190.00	45,696,000	*
わらべや日洋	54,700	1,178.00	64,436,600	*
グンゼ	1,178,000	417.00	491,226,000	*

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
倉敷紡績	667,000	218.00	145,406,000	*
日本バイリーン	196,000	580.00	113,680,000	*
アツギ	2,231,000	133.00	296,723,000	*
ルック	364,000	100.00	36,400,000	*
旭化成	1,181,000	479.00	565,699,000	*
住友精化	264,000	398.00	105,072,000	*
クレハ	476,000	569.00	270,844,000	*
テイカ	138,000	284.00	39,192,000	*
日本曹達	2,125,000	448.00	952,000,000	*
東ソー	1,891,000	263.00	497,333,000	*
セントラル硝子	1,466,000	433.00	634,778,000	*
東亜合成	2,439,000	300.00	731,700,000	*
堺化学工業	244,000	428.00	104,432,000	*
日本触媒	258,000	881.00	227,298,000	*
三菱瓦斯化学	1,117,000	533.00	595,361,000	*
日本合成化学工業	560,000	612.00	342,720,000	*
積水樹脂	203,000	809.00	164,227,000	*
ADEKA	242,900	854.00	207,436,600	*
日油	620,000	530.00	328,600,000	*
日本ペイント	397,000	529.00	210,013,000	*
サカタインクス	42,000	393.00	16,506,000	*
富士フイルムホールディングス	148,700	2,760.00	410,412,000	*
高砂香料工業	45,000	503.00	22,635,000	*
有沢製作所	322,900	765.00	247,018,500	*
前澤化成工業	16,900	1,052.00	17,778,800	*
JSP	143,600	738.00	105,976,800	*
東リ	530,000	209.00	110,770,000	*
武田薬品工業	205,800	3,790.00	779,982,000	*
アステラス製薬	262,400	3,530.00	926,272,000	*
大日本住友製薬	895,900	928.00	831,395,200	*
あすか製薬	17,000	826.00	14,042,000	*
日本新薬	441,000	1,211.00	534,051,000	*

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
科研製薬	117,000	852.00	99,684,000	*
持田製薬	133,000	941.00	125,153,000	*
参天製薬	80,600	2,935.00	236,561,000	*
栄研化学	63,500	1,199.00	76,136,500	*
鳥居薬品	49,500	1,649.00	81,625,500	*
キョーリン	46,000	1,525.00	70,150,000	*
新日本石油	462,000	531.00	245,322,000	*
コスモ石油	2,345,000	292.00	684,740,000	*
新日鉱ホールディングス	1,955,000	483.00	944,265,000	*
出光興産	16,500	7,840.00	129,360,000	*
藤倉ゴム工業	10,200	418.00	4,263,600	*
三ツ星ベルト	231,000	399.00	92,169,000	*
バンドー化学	581,000	295.00	171,395,000	*
日東紡績	2,289,000	183.00	418,887,000	*
日本板硝子	2,585,000	365.00	943,525,000	*
住友大阪セメント	580,000	191.00	110,780,000	*
品川白煉瓦	290,000	229.00	66,410,000	*
日新製鋼	3,698,000	202.00	746,996,000	*
中山製鋼所	67,000	200.00	13,400,000	*
合同製鐵	799,000	232.00	185,368,000	*
ジェイ エフ イー ホールディングス	94,300	3,490.00	329,107,000	*
東京製鐵	273,200	1,113.00	304,071,600	*
大和工業	277,300	2,855.00	791,691,500	*
大阪製鐵	165,500	1,700.00	281,350,000	*
淀川製鋼所	255,000	428.00	109,140,000	*
東洋鋼鈹	388,000	425.00	164,900,000	*
住友鋼管	199,100	556.00	110,699,600	*
モリ工業	393,000	205.00	80,565,000	*
三菱製鋼	503,000	225.00	113,175,000	*
日本精線	181,000	293.00	53,033,000	*
古河機械金属	863,000	134.00	115,642,000	*
住友電気工業	415,700	1,230.00	511,311,000	*

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
フジクラ	1,942,000	510.00	990,420,000	*
ダイニチ工業	36,700	690.00	25,323,000	*
東プレ	129,000	885.00	114,165,000	*
三益半導体工業	96,100	1,283.00	123,296,300	*
アマダ	1,550,000	636.00	985,800,000	*
森精機製作所	196,600	1,012.00	198,959,200	*
大阪機工	750,000	94.00	70,500,000	*
やまびこ	139,300	1,196.00	166,602,800	
新川	129,200	1,525.00	197,030,000	*
オイレス工業	80,900	1,528.00	123,615,200	
ワイエイシイ	23,200	667.00	15,474,400	*
新東工業	209,100	702.00	146,788,200	*
小森コーポレーション	692,300	1,059.00	733,145,700	*
荏原製作所	452,000	408.00	184,416,000	*
椿本チエイン	715,000	387.00	276,705,000	*
加藤製作所	635,000	239.00	151,765,000	*
油研工業	167,000	154.00	25,718,000	*
キャノンファインテック	229,500	1,146.00	263,007,000	*
ダイコク電機	29,200	1,587.00	46,340,400	*
グローリー	484,300	2,010.00	973,443,000	*
大和冷機工業	14,000	473.00	6,622,000	*
日本ピストンリング	165,000	119.00	19,635,000	*
大豊工業	132,900	703.00	93,428,700	*
日本精工	739,000	612.00	452,268,000	*
日本ピラー工業	133,000	389.00	51,737,000	*
マキタ	100,100	2,645.00	264,764,500	*
ブラザー工業	508,000	925.00	469,900,000	*
日立製作所	933,000	324.00	302,292,000	*
デンヨー	43,100	750.00	32,325,000	*
東芝テック	1,562,000	395.00	616,990,000	*
日新電機	301,000	472.00	142,072,000	*
日東工業	113,700	853.00	96,986,100	*

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
日本電気	1,600,000	323.00	516,800,000	*
サンケン電気	1,119,000	352.00	393,888,000	*
NECエレクトロニクス	179,700	906.00	162,808,200	*
アルバック	185,000	2,745.00	507,825,000	*
日本信号	390,000	956.00	372,840,000	*
日本無線	367,000	250.00	91,750,000	*
日立国際電気	513,000	719.00	368,847,000	
アルプス電気	1,445,800	549.00	793,744,200	*
パイオニア	161,200	277.00	44,652,400	*
フォスター電機	26,300	1,831.00	48,155,300	*
SMK	254,000	625.00	158,750,000	*
東光	902,000	168.00	151,536,000	*
アルパイン	488,900	933.00	456,143,700	*
新電元工業	916,000	220.00	201,520,000	*
日本光電工業	304,500	1,439.00	438,175,500	*
新日本無線	102,000	258.00	26,316,000	*
東光電気	235,000	493.00	115,855,000	*
日本デジタル研究所	95,900	1,240.00	118,916,000	*
図研	105,200	797.00	83,844,400	*
京セラ	128,800	7,390.00	951,832,000	*
太陽誘電	595,000	1,158.00	689,010,000	*
ユーシン	47,200	501.00	23,647,200	*
パナソニック電工	541,000	1,091.00	590,231,000	*
ニチコン	229,100	1,318.00	301,953,800	*
KOA	415,300	884.00	367,125,200	*
アロカ	114,000	867.00	98,838,000	*
スター精密	171,600	963.00	165,250,800	*
キャノン	291,600	3,540.00	1,032,264,000	*
リコー	223,000	1,236.00	275,628,000	*
鬼怒川ゴム工業	273,000	145.00	39,585,000	*
日産自動車	1,218,200	714.00	869,794,800	*
日野自動車	824,000	391.00	322,184,000	*

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
日産車体	950,000	788.00	748,600,000	*
関東自動車工業	92,300	896.00	82,700,800	*
新明和工業	344,000	374.00	128,656,000	*
極東開発工業	78,900	392.00	30,928,800	*
カルソニックカンセイ	2,334,000	249.00	581,166,000	*
太平洋工業	265,000	514.00	136,210,000	*
愛知機械工業	348,000	281.00	97,788,000	*
本田技研工業	320,800	3,080.00	988,064,000	*
富士重工業	1,020,000	420.00	428,400,000	*
ヤマハ発動機	843,000	1,098.00	925,614,000	*
T B K	38,000	171.00	6,498,000	*
ヨロズ	8,300	1,093.00	9,071,900	*
エフ・シー・シー	70,800	1,458.00	103,226,400	*
タムロン	50,200	1,301.00	65,310,200	*
バンダイナムコホールディングス	65,900	981.00	64,647,900	*
トッパン・フォームズ	139,800	1,226.00	171,394,800	*
凸版印刷	801,000	905.00	724,905,000	*
図書印刷	147,000	234.00	34,398,000	*
共同印刷	300,000	327.00	98,100,000	*
ローランド	23,700	1,094.00	25,927,800	*
ヤマハ	686,300	1,194.00	819,442,200	*
パラマウントベッド	40,600	1,739.00	70,603,400	*
イトーキ	303,700	247.00	75,013,900	*
任天堂	39,100	24,480.00	957,168,000	*
三菱鉛筆	87,000	1,052.00	91,524,000	*
アデランスホールディングス	123,700	1,263.00	156,233,100	*
九州電力	57,300	2,020.00	115,746,000	*
沖縄電力	88,900	5,470.00	486,283,000	*
大阪瓦斯	1,198,000	316.00	378,568,000	*
日本通運	2,281,000	378.00	862,218,000	*
山九	373,000	408.00	152,184,000	*
センコー	223,000	356.00	79,388,000	*

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
日本梱包運輸倉庫	542,000	1,063.00	576,146,000	*
福山通運	23,000	468.00	10,764,000	*
セイノーホールディングス	1,081,000	775.00	837,775,000	*
日立物流	549,600	1,165.00	640,284,000	*
日本郵船	2,352,000	399.00	938,448,000	*
商船三井	1,552,000	567.00	879,984,000	*
日本トランスシティ	182,000	301.00	54,782,000	*
上組	384,000	765.00	293,760,000	*
サイバネットシステム	257	38,650.00	9,933,050	*
フジ・メディア・ホールディングス	3,015	144,400.00	435,366,000	*
シーエーシー	165,400	724.00	119,749,600	*
C I J	57,000	314.00	17,898,000	
ネットワンシステムズ	481	154,800.00	74,458,800	*
日本テレビ放送網	58,910	11,470.00	675,697,700	*
日本電信電話	202,500	3,990.00	807,975,000	*
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	4,608	141,000.00	649,728,000	*
D T S	145,800	859.00	125,242,200	*
シーイーシー	95,600	665.00	63,574,000	*
ジャステック	63,600	513.00	32,626,800	*
T K C	126,900	1,806.00	229,181,400	*
ソラン	78,900	529.00	41,738,100	*
日本システムディベロップメント	355,000	927.00	329,085,000	*
横浜冷凍	85,000	605.00	51,425,000	*
グリーンホスピタルサプライ	1,101	57,900.00	63,747,900	*
小野建	147,700	927.00	136,917,900	*
伯東	76,300	869.00	66,304,700	*
シークス	20,600	468.00	9,640,800	*
丸紅	402,000	474.00	190,548,000	*
長瀬産業	344,000	1,079.00	371,176,000	*
三井物産	202,500	1,241.00	251,302,500	*
東都水産	1,108,000	178.00	197,224,000	*
住友商事	785,200	961.00	754,577,200	*

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
内田洋行	677,000	318.00	215,286,000	*
キヤノンマーケティングジャパン	403,900	1,550.00	626,045,000	*
西華産業	390,000	236.00	92,040,000	*
阪和興業	2,366,000	381.00	901,446,000	*
菱電商事	129,000	575.00	74,175,000	*
すてきナイスグループ	256,000	210.00	53,760,000	*
ニチモウ	342,000	179.00	61,218,000	*
明和産業	29,000	195.00	5,655,000	*
リョーサン	221,800	2,365.00	524,557,000	*
三信電気	299,700	779.00	233,466,300	*
オートボックスセブン	183,000	3,220.00	589,260,000	*
タキヒヨー	173,000	528.00	91,344,000	*
スズケン	222,300	3,000.00	666,900,000	*
セブン&アイ・ホールディングス	65,100	2,225.00	144,847,500	*
コナカ	78,900	301.00	23,748,900	*
G-7ホールディングス	11,900	536.00	6,378,400	*
コジマ	75,600	490.00	37,044,000	*
ユニマツライフ	29,400	924.00	27,165,600	*
上新電機	506,000	770.00	389,620,000	*
島忠	222,600	2,010.00	447,426,000	*
カスミ	117,300	453.00	53,136,900	*
AOKIホールディングス	155,100	1,046.00	162,234,600	*
オークワ	30,000	1,116.00	33,480,000	*
青山商事	439,900	1,653.00	727,154,700	*
エイチ・ツー・オー リテイリング	501,000	590.00	295,590,000	*
イズミヤ	364,000	579.00	210,756,000	*
愛眼	56,400	575.00	32,430,000	*
りそなホールディングス	244,600	1,289.00	315,289,400	*
北越銀行	551,000	193.00	106,343,000	*
横浜銀行	1,376,000	517.00	711,392,000	*
関東つくば銀行	566,700	331.00	187,577,700	*
みずほフィナンシャルグループ	4,098,400	227.00	930,336,800	*

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
大東銀行	364,000	85.00	30,940,000	*
東洋証券	644,000	227.00	146,188,000	*
水戸証券	340,000	261.00	88,740,000	*
損害保険ジャパン	1,427,000	628.00	896,156,000	*
あいおい損害保険	1,281,000	449.00	575,169,000	*
富士火災海上保険	1,267,000	127.00	160,909,000	*
東京海上ホールディングス	192,700	2,720.00	524,144,000	*
芙蓉総合リース	232,100	2,060.00	478,126,000	*
東京センチュリーリース	278,000	1,061.00	294,958,000	*
アイフル	913,050	291.00	265,697,550	*
リコーリース	177,400	1,985.00	352,139,000	*
野村不動産ホールディングス	224,600	1,667.00	374,408,200	*
みらかホールディングス	85,600	2,660.00	227,696,000	*
ダスキン	273,900	1,663.00	455,495,700	*
ラウンドワン	77,000	800.00	61,600,000	*
ビー・エム・エル	98,200	2,295.00	225,369,000	*
ワタベウェディング	46,100	1,473.00	67,905,300	*
建設技術研究所	23,100	570.00	13,167,000	*
カナモト	46,000	480.00	22,080,000	*
合計			76,845,284,600	

注 * 差入保証金代用有価証券として以下の有価証券の差入を行っております。

銘柄	株式数	銘柄	株式数
日鉄鉱業	70,000	住友精化	264,000
コムシスホールディングス	376,000	クレハ	476,000
太平工業	1,032,000	テイカ	138,000
東鉄工業	92,000	日本曹達	2,125,000
三井ホーム	11,000	東ソー	1,891,000
NIPPPO	248,000	セントラル硝子	1,466,000
前田道路	49,000	東亜合成	2,439,000
日本道路	62,000	堺化学工業	244,000
積水ハウス	617,000	日本触媒	258,000
大明	159,200	三菱瓦斯化学	1,117,000
東京エネシス	94,000	日本合成化学工業	560,000
トーエネック	45,000	積水樹脂	203,000
住友電設	92,000	ADEKA	242,900
東電通	291,000	日油	620,000
九電工	75,000	日本ペイント	397,000
日本製粉	592,000	サカタインクス	42,000
日清製粉グループ本社	703,500	富士フィルムホールディングス	148,700
中部飼料	71,000	高砂香料工業	45,000
日本甜菜製糖	389,000	有沢製作所	322,900
三井製糖	424,000	前澤化成工業	16,900
米久	152,500	JSP	143,600
メルシャン	340,000	東リ	530,000
三国コカ・コーラボトリング	160,900	武田薬品工業	205,800
コカ・コーラウエスト	181,300	アステラス製薬	262,400
日清オイリオグループ	209,000	大日本住友製薬	895,900
ロック・フィールド	38,400	あすか製薬	17,000
わらべや日洋	54,700	日本新薬	441,000
グンゼ	1,178,000	科研製薬	117,000
倉敷紡績	667,000	持田製薬	133,000
日本バイリーン	196,000	参天製薬	80,600
アツギ	2,231,000	栄研化学	63,500
ルック	364,000	鳥居薬品	49,500
旭化成	1,181,000	キョーリン	46,000

銘柄	株式数	銘柄	株式数
新日本石油	462,000	新川	129,200
コスモ石油	2,345,000	ワイエイシイ	23,200
新日鉱ホールディングス	1,955,000	新東工業	209,100
出光興産	16,500	小森コーポレーション	692,300
藤倉ゴム工業	10,200	荏原製作所	452,000
三ツ星ベルト	231,000	椿本チエイン	715,000
バンドー化学	581,000	加藤製作所	635,000
日東紡績	2,289,000	油研工業	167,000
日本板硝子	2,585,000	キヤノンファインテック	229,500
住友大阪セメント	580,000	ダイコク電機	29,200
品川白煉瓦	290,000	グローリー	484,300
日新製鋼	3,698,000	大和冷機工業	14,000
中山製鋼所	67,000	日本ピストンリング	165,000
合同製鐵	799,000	大豊工業	132,900
ジェイ エフ イー ホールディングス	94,300	日本精工	739,000
東京製鐵	273,200	日本ピラー工業	133,000
大和工業	277,300	マキタ	100,100
大阪製鐵	165,500	ブラザー工業	508,000
淀川製鋼所	255,000	日立製作所	933,000
東洋鋼鈹	388,000	デンヨー	43,100
住友鋼管	199,100	東芝テック	1,562,000
モリ工業	393,000	日新電機	147,000
三菱製鋼	503,000	日東工業	113,700
日本精線	181,000	日本電気	1,600,000
古河機械金属	863,000	サンケン電気	1,119,000
住友電気工業	415,700	NECエレクトロニクス	179,700
フジクラ	1,942,000	アルバック	185,000
ダイニチ工業	36,700	日本信号	390,000
東プレ	129,000	日本無線	367,000
三益半導体工業	96,100	アルプス電気	1,445,800
アマダ	1,550,000	パイオニア	161,200
森精機製作所	196,600	フォスター電機	26,300
大阪機工	750,000	S M K	254,000

銘柄	株式数	銘柄	株式数
東光	902,000	エフ・シー・シー	70,800
アルパイン	488,900	タムロン	50,200
新電元工業	916,000	バンダイナムコホールディングス	65,900
日本光電工業	304,500	トッパン・フォームズ	139,800
新日本無線	102,000	凸版印刷	801,000
東光電気	235,000	図書印刷	147,000
日本デジタル研究所	95,900	共同印刷	300,000
図研	105,200	ローランド	23,700
京セラ	128,800	ヤマハ	686,300
太陽誘電	595,000	パラマウントベッド	40,600
ユーシン	47,200	イトーキ	303,700
パナソニック電工	541,000	任天堂	39,100
ニチコン	229,100	三菱鉛筆	87,000
K O A	415,300	アデランスホールディングス	123,700
アロカ	114,000	九州電力	57,300
スター精密	171,600	沖縄電力	88,900
キヤノン	291,600	大阪瓦斯	1,198,000
リコー	223,000	日本通運	2,281,000
鬼怒川ゴム工業	273,000	山九	373,000
日産自動車	1,218,200	センコー	223,000
日野自動車	824,000	日本梱包運輸倉庫	542,000
日産車体	950,000	福山通運	23,000
関東自動車工業	92,300	セイノーホールディングス	1,081,000
新明和工業	344,000	日立物流	549,600
極東開発工業	78,900	日本郵船	2,352,000
カルソニックカンセイ	2,334,000	商船三井	1,552,000
太平洋工業	265,000	日本トランスシティ	182,000
愛知機械工業	348,000	上組	384,000
本田技研工業	320,800	サイバネットシステム	257
富士重工業	1,020,000	フジ・メディア・ホールディングス	3,015
ヤマハ発動機	843,000	シーエーシー	165,400
T B K	38,000	ネットワンシステムズ	481
ヨロズ	8,300	日本テレビ放送網	58,910

銘柄	株式数	銘柄	株式数
日本電信電話	1,700	G - 7 ホールディングス	11,900
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	4,608	コジマ	75,600
D T S	105,200	ユニマットライフ	29,400
シーイーシー	95,600	上新電機	506,000
ジャステック	63,600	島忠	222,600
T K C	126,900	カスミ	117,300
ソラン	78,900	A O K I ホールディングス	155,100
日本システムディベロップメント	355,000	オークワ	30,000
横浜冷凍	85,000	青山商事	439,900
グリーンホスピタルサプライ	1,101	エイチ・ツー・オー リテイリング	501,000
小野建	147,700	イズミヤ	364,000
伯東	76,300	愛眼	56,400
シークス	20,600	北越銀行	551,000
丸紅	402,000	横浜銀行	1,376,000
長瀬産業	344,000	関東つくば銀行	566,700
三井物産	202,500	みずほフィナンシャルグループ	605,400
東都水産	1,108,000	大東銀行	364,000
住友商事	785,200	東洋証券	644,000
内田洋行	677,000	水戸証券	340,000
キャノンマーケティングジャパン	403,900	損害保険ジャパン	1,427,000
西華産業	390,000	あいおい損害保険	1,281,000
阪和興業	2,366,000	富士火災海上保険	1,267,000
菱電商事	129,000	東京海上ホールディングス	192,700
すてきなイスグループ	256,000	芙蓉総合リース	232,100
ニチモウ	342,000	東京センチュリーリース	278,000
明和産業	29,000	アイフル	913,050
リョーサン	221,800	リコーリース	177,400
三信電気	299,700	野村不動産ホールディングス	224,600
オートバックスセブン	183,000	みらかホールディングス	85,600
タキヒヨー	173,000	ダスキン	273,900
スズケン	222,300	ラウンドワン	77,000
セブン&アイ・ホールディングス	65,100	ビー・エム・エル	98,200
コナカ	78,900	ワタベウェディング	46,100

銘柄	株式数	銘柄	株式数
建設技術研究所	23,100	カナモト	46,000

(イ) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

信用取引契約残高明細表

銘柄	信用取引		備考
	売建株数	評価額(円)	
マルハニチロホールディングス	3,824,000	550,656,000	
住石ホールディングス	242,300	25,926,100	
三井松島産業	723,000	111,342,000	
国際石油開発帝石	194	139,874,000	
ショーボンドホールディングス	115,500	218,410,500	
ダイセキ環境ソリューション	65	11,167,000	
ミサワホーム	269,900	100,672,700	
清水建設	510,000	193,290,000	
鹿島建設	376,000	101,896,000	
佐田建設	144,000	7,632,000	
東洋建設	1,902,000	112,218,000	
エス・バイ・エル	548,000	32,880,000	
日揮	84,000	140,700,000	
千代田化工建設	1,204,000	947,548,000	
不二家	166,000	20,418,000	
ヤクルト本社	279,100	576,341,500	
林兼産業	473,000	66,693,000	
宝ホールディングス	220,000	139,260,000	
伊藤園	34,100	52,411,700	
カゴメ	88,200	149,410,800	
日本たばこ産業	826	228,471,600	
東洋紡績	1,267,000	239,463,000	
ユニチカ	676,000	66,248,000	
富士紡ホールディングス	689,000	119,197,000	
ダイワボウホールディングス	2,570,000	1,200,190,000	
東レ	1,931,000	1,069,774,000	
サカイオーベックス	312,000	33,072,000	
王子製紙	1,520,000	641,440,000	
大王製紙	43,000	37,238,000	
日本化成	379,000	64,809,000	
日産化学工業	264,000	333,696,000	
ラサ工業	320,000	40,320,000	

銘柄	信用取引		備考
	売建株数	評価額(円)	
石原産業	2,143,000	212,157,000	
大陽日酸	685,000	658,970,000	
J S R	584,400	978,285,600	
三菱ケミカルホールディングス	975,000	431,925,000	
日本ゼオン	947,000	429,938,000	
宇部興産	1,723,000	503,116,000	
大日本塗料	789,000	82,845,000	
ライオン	281,000	129,822,000	
エステー	9,500	9,994,000	
大成ラミック	7,100	16,330,000	
日東電工	62,700	178,695,000	
日本バルカー工業	373,000	75,719,000	
ユニ・チャーム	92,500	756,650,000	
塩野義製薬	463,000	1,027,860,000	
中外製薬	515,600	979,640,000	
久光製薬	116,600	408,100,000	
扶桑薬品工業	17,000	5,100,000	
ツムラ	185,800	601,992,000	
キッセイ薬品工業	45,000	102,375,000	
東和薬品	51,700	241,439,000	
沢井製薬	23,000	121,900,000	
ゼリア新薬工業	18,000	17,604,000	
第一三共	51,200	104,448,000	
昭和シェル石油	23,700	23,154,900	
富士興産	1,188,000	106,920,000	
東燃ゼネラル石油	905,000	810,880,000	
ブリヂストン	131,200	226,713,600	
旭硝子	392,000	326,144,000	
東海カーボン	814,000	385,022,000	
T O T O	734,000	466,824,000	
日本特殊陶業	925,000	1,058,200,000	
フジインコーポレーテッド	28,700	43,136,100	

銘柄	信用取引		備考
	売建株数	評価額(円)	
ニチアス	579,000	203,229,000	
大同特殊鋼	827,000	320,049,000	
日本高周波鋼業	309,000	32,445,000	
日立金属	1,119,000	1,074,240,000	
大平洋金属	306,000	253,062,000	
日本電工	976,000	700,768,000	
DOWAホールディングス	733,000	351,107,000	
住友軽金属工業	1,140,000	117,420,000	
古河電気工業	994,000	426,426,000	
アサヒホールディングス	110,300	189,385,100	
リンナイ	44,800	193,536,000	
中国工業	25,000	2,850,000	
オーエスジー	282,700	271,674,700	
三井海洋開発	304,700	494,832,800	
S M C	62,100	637,146,000	
ユニオンツール	25,800	72,369,000	
サトー	128,100	141,806,700	
井関農機	400,000	181,200,000	
石井鐵工所	21,000	3,864,000	
ダイキン工業	288,500	980,900,000	
オルガノ	359,000	263,865,000	
栗田工業	126,400	384,256,000	
木村化工機	46,000	49,818,000	
日本金銭機械	80,900	72,243,700	
蛇の目ミシン工業	1,100,000	84,700,000	
T H K	613,000	1,059,877,000	
イーグル工業	134,000	68,742,000	
三菱重工業	540,000	201,960,000	
I H I	3,896,000	701,280,000	
イビデン	126,600	389,928,000	
東芝	1,163,000	541,958,000	
安川電機	331,000	215,812,000	

銘柄	信用取引		備考
	売建株数	評価額(円)	
シンフォニアテクノロジー	84,000	19,236,000	
マブチモーター	130,200	624,960,000	
日本電産	146,700	993,159,000	
I D E C	27,400	20,851,400	
ジーエス・ユアサ コーポレーション	662,000	571,306,000	
メルコホールディングス	23,500	36,519,000	
ワコム	144	28,022,400	
日本トリム	6,150	11,389,800	
クラリオン	757,000	69,644,000	
ヒロセ電機	86,600	973,384,000	
スミダコーポレーション	17,200	11,214,400	
アドバンテスト	445,000	1,032,400,000	
キーエンス	14,900	265,071,000	
シスメックス	162,300	684,906,000	
メガチップス	27,400	58,499,000	
スタンレー電気	178,800	333,998,400	
ウシオ電機	307,600	506,924,800	
カシオ計算機	1,192,200	1,013,370,000	
ファナック	127,500	951,150,000	
浜松ホトニクス	390,500	717,739,000	
村田製作所	214,500	952,380,000	
日本電産サンキョー	244,000	136,884,000	
いすゞ自動車	875,000	172,375,000	
トヨタ自動車	227,600	933,160,000	
三菱自動車工業	1,432,000	242,008,000	
N O K	254,900	318,625,000	
ダイハツ工業	79,000	77,894,000	
スズキ	435,200	996,608,000	
シマノ	251,800	1,024,826,000	
テルモ	202,500	939,600,000	
島津製作所	1,240,000	829,560,000	
東京精密	147,800	197,165,200	

銘柄	信用取引		備考
	売建株数	評価額(円)	
ニコン	369,000	598,887,000	
トプコン	343,500	162,819,000	
オリンパス	343,900	901,018,000	
HOYA	301,900	637,009,000	
シチズンホールディングス	1,425,100	732,501,400	
フランスベッドホールディングス	147,000	21,168,000	
フジシールインターナショナル	71,800	137,209,800	
タカラトミー	116,000	88,972,000	
日本写真印刷	55,100	265,582,000	
アシックス	541,000	494,474,000	
ダイワ精工	487,000	63,310,000	
中国電力	108,500	215,806,500	
北陸電力	324,700	711,093,000	
東北電力	131,100	257,742,600	
北海道電力	94,100	177,566,700	
東武鉄道	1,644,000	966,672,000	
相模鉄道	216,000	86,400,000	
東京急行電鉄	1,015,000	461,825,000	
京浜急行電鉄	621,000	478,791,000	
小田急電鉄	1,200,000	988,800,000	
西日本鉄道	76,000	27,360,000	
近畿日本鉄道	1,301,000	515,196,000	
阪急阪神ホールディングス	1,890,000	827,820,000	
ヤマトホールディングス	398,000	583,866,000	
飯野海運	229,100	115,466,400	
共栄タンカー	137,000	31,921,000	
第一中央汽船	1,436,000	374,796,000	
全日本空輸	2,477,000	705,945,000	
三菱倉庫	455,000	530,985,000	
システムプロ	439	19,711,100	
マクロミル	765	95,854,500	
ティーガイア	273	41,414,100	

銘柄	信用取引		備考
	売建株数	評価額(円)	
トレンドマイクロ	259,000	922,040,000	
大塚商会	58,100	280,042,000	
コロムビアミュージックエンタテインメント	574,000	22,960,000	
KDDI	719	374,599,000	
松竹	150,000	122,700,000	
東宝	147,400	237,166,600	
エヌ・ティ・ティ・データ	656	206,640,000	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	380,600	865,865,000	
カプコン	367,900	665,531,100	
ソフトバンク	500,300	1,015,609,000	
双日	3,853,700	786,154,800	
あいホールディングス	343,600	116,136,800	
白銅	16,700	10,203,700	
豊田通商	351,400	525,694,400	
兼松	3,426,000	325,470,000	
ユアサ商事	1,677,000	172,731,000	
サンリオ	289,400	232,388,200	
東陽テクニカ	29,100	28,081,500	
ミスミグループ本社	460,000	750,260,000	
サーラコーポレーション	1,500	793,500	
ブックオフコーポレーション	4,800	6,240,000	
ドン・キホーテ	246,300	523,387,500	
ゼンショー	205,100	134,545,600	
幸楽苑	10,600	12,031,000	
サイゼリヤ	135,700	199,614,700	
スギホールディングス	83,500	185,370,000	
木曽路	5,300	10,785,500	
リンガーハット	11,800	14,537,600	
コメリ	106,900	261,370,500	
しまむら	12,900	106,554,000	
高島屋	268,000	200,732,000	
丸善	2,283,000	228,300,000	

銘柄	信用取引		備考
	売建株数	評価額(円)	
松屋	98,700	92,876,700	
丸井グループ	246,100	162,918,200	
イオン	920,500	884,600,500	
元気寿司	1,100	1,333,200	
ヤマダ電機	169,090	1,029,758,100	
ニトリ	97,000	639,230,000	
吉野家ホールディングス	951	110,030,700	
常陽銀行	245,000	114,415,000	
岩手銀行	35,100	188,487,000	
静岡銀行	823,000	771,974,000	
京都銀行	631,000	552,125,000	
中国銀行	321,000	394,830,000	
阿波銀行	126,000	68,166,000	
みずほ信託銀行	6,013,000	715,547,000	
北日本銀行	1,400	3,976,000	
ジャフコ	16,000	51,040,000	
みずほインベスターズ証券	998,000	109,780,000	
光世証券	86,000	9,718,000	
日本興亜損害保険	388,000	219,608,000	
日本証券金融	750,500	589,142,500	
大阪証券金融	39,500	8,650,500	
ジャックス	35,000	8,575,000	
日立キャピタル	271,500	371,683,500	
三井不動産	318,000	555,228,000	
三菱地所	644,000	978,236,000	
平和不動産	595,000	191,590,000	
ダイビル	193,600	165,528,000	
テーオーシー	312,000	131,976,000	
新日本科学	100,500	39,496,500	
アルプス技研	19,300	11,309,800	
東京テアトル	178,000	31,684,000	
近畿日本ツーリスト	31,000	3,038,000	

銘柄	信用取引		備考
	売建株数	評価額(円)	
セコム	238,500	985,005,000	
メイテック	69,000	122,406,000	
ダイセキ	204,000	424,320,000	
合計	113,492,772	78,322,943,800	

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2009年8月31日現在)

資産総額	3,102,318,062円
負債総額	1,029,055円
純資産総額（ - ）	3,101,289,007円
発行済口数	3,362,050,662口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9224円

参考情報

<ゴールドマン・サックス 日本株式計量マーケット・ニュートラル戦略マザーファンド>

純資産額計算書

(2009年8月31日現在)

資産総額	153,378,463,673円
負債総額	74,840,527,628円
純資産総額（ - ）	78,537,936,045円
発行済口数	61,685,432,059口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2732円

第5【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1期	自 2002年12月20日 至 2003年2月20日	769,228,997 (0)	()	769,228,997 (0)
第2期	自 2003年2月21日 至 2003年8月20日	5,391,576,817 (0)	226,727,038 (0)	5,934,078,776 (0)
第3期	自 2003年8月21日 至 2004年2月20日	1,478,092,185 (0)	1,049,967,582 (0)	6,362,203,379 (0)
第4期	自 2004年2月21日 至 2004年8月20日	4,175,374,308 (0)	1,852,217,745 (0)	8,685,359,942 (0)
第5期	自 2004年8月21日 至 2005年2月21日	981,709,776 (0)	2,943,204,467 (0)	6,723,865,251 (0)
第6期	自 2005年2月22日 至 2005年8月22日	3,970,233,749 (0)	855,972,444 (0)	9,838,126,556 (0)
第7期	自 2005年8月23日 至 2006年2月20日	1,069,623,930 (0)	1,787,612,388 (0)	9,120,138,098 (0)
第8期	自 2006年2月21日 至 2006年8月21日	156,804,179 (0)	1,508,130,158 (0)	7,768,812,119 (0)
第9期	自 2006年8月22日 至 2007年2月20日	60,781,078 (0)	1,344,555,006 (0)	6,485,038,191 (0)
第10期	自 2007年2月21日 至 2007年8月20日	112,697,073 (0)	883,469,755 (0)	5,714,265,509 (0)
第11期	自 2007年8月21日 至 2008年2月20日	145,117,316 (0)	580,956,633 (0)	5,278,426,192 (0)
第12期	自 2008年2月21日 至 2008年8月20日	16,460,710 (0)	774,317,303 (0)	4,520,569,599 (0)
第13期	自 2008年8月21日 至 2009年2月20日	15,492,390 (0)	890,603,972 (0)	3,645,458,017 (0)
第14期	自 2009年2月21日 至 2009年8月20日	11,973,879 (0)	206,763,056 (0)	3,450,668,840 (0)

(注1) ()内の数字は本邦外における設定、解約及び発行済み口数です。

(注2) 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

第四部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（本書提出日現在）

資本金の額：金 4 億9,000万円

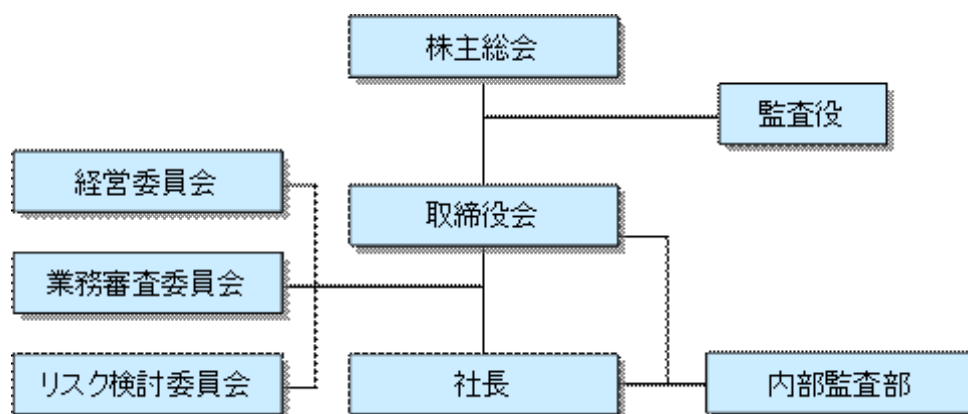
発行する株式の総数：8,000株

発行済株式の総数：6,400株

最近5年間における主な資本の額の増減：該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

委託会社の業務運営の組織体系は以下のとおりです。



経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故あるときにその職務を代行します。委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会をおきます。経営委員会は、取締役会に直属し、委託会社の業務執行に関して法令により認められる限度で取締役会が有する権限を保持し、執行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関として業務審査委員会をおきます。業務審査委員会は、取締役会に直属し、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。リスク検討委員会は、運用管理に関する重要事項およびこれらについての基本方針の策定ならびに運用に関する評価を行います。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。業務の執行は、取締役が行います。

投資運用の意思決定機構

委託会社における投資運用の意思決定は運用本部所属の各部において行われます。運用本部は以下のような部によって構成されています。運用本部の各部では株式運用部長、計量運用部長および債券通貨運用部長がその所属員を指揮監督し、部の業務を統括しています。株式運用部は、日本株の運用を、計量運用部は、計量運用によるタイミング戦略、株式国別配分、債券国別配分および通貨配分などの各戦略をはじめとする多資産クラスの運用ならびに計量運用手法による株式の運用を、債券通貨運用部は、債券および通貨の運用をそれぞれ担当します。それぞれの運用部は各資産クラスの運用について独立した責任と権限をもち、投資運用に関する意思決定を行います。また、運用本部には、上記のほか、運用投資戦略部、マルチプロダクト・ファンド室およびオルタナティブ投資室があります。



投資運用の意思決定には、委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用グループのリソースが活用されます。委託会社の運用本部はゴールドマン・サックスの資産運用グループのポートフォリオ・マネージメント・チームの構成員として、他の構成員たる様々な地域のポートフォリオ・マネージメント・チームとグローバルな情報交換を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその投資運用業務および投資助言業務を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社の運用するファンド

2009年9月30日現在、委託会社が運用するファンドの種類別本数は以下のとおりです（マザーファンドを除き計101本）。純資産総額の合計は、マザーファンドを除き1,631,145,547,564円です。

（2009年9月30日現在）

ファンドの基本的性格	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託 / 国内株式型	29	338,754,509,926
追加型株式投資信託 / バランス型	33	619,289,644,984
追加型株式投資信託 / 国際株式型	14	163,627,310,406
追加型株式投資信託 / 派生商品型	8	18,457,411,597
追加型証券投資信託 / ファンド・オブ・ファンズ	17	491,016,670,651
親投資信託	30	1,149,015,329,797

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第14期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

期別		第13期 (平成20年3月31日現在)			第14期 (平成21年3月31日現在)		
資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動資産							
現金・預金			20,633,688			10,011,133	
有価証券			-			5,000,000	
支払委託金			26			25	
収益分配金		26			25		
前払費用			61,332			63,907	
前払金			-			178,141	
未収委託者報酬			1,954,533			1,238,764	
未収運用受託報酬			1,158,119			602,757	
未収収益	* 1		302,947			90,537	
未収還付法人税等			-			1,166,190	
未収消費税等			-			144,192	
立替金	* 1		238,533			177,919	
預け金			823,248			-	
繰延税金資産			704,568			209,183	
流動資産計			25,876,998	84.4		18,882,753	87.7
固定資産							
無形固定資産			250,829			191,869	
ソフトウェア		250,134			191,175		
その他の無形固定資産		694			694		
投資その他の資産			4,533,977			2,445,678	
投資有価証券		2,597,580			1,184,859		
長期差入保証金		25,000			-		
繰延税金資産		1,835,253			1,254,574		
その他の投資等		76,144			6,245		
固定資産計			4,784,806	15.6		2,637,548	12.3
資産合計			30,661,805	100.0		21,520,301	100.0

期別		第13期 (平成20年3月31日現在)			第14期 (平成21年3月31日現在)		
負債の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
流動負債							
預り金			4,267			2,843	
未払金			750,440			480,304	
未払収益分配金		47			73		
未払償還金		72			72		
未払手数料		749,178			480,159		
その他未払金		1,141			-		
未払費用	* 1		4,190,487			1,526,624	
前受収益			-			958	
役員賞与引当金			27,830			15,617	
未払法人税等			1,756,244			-	
未払消費税等			85,903			-	
流動負債計			6,815,172	22.2		2,026,349	9.4
固定負債							
長期未払費用	* 1		3,872,907			2,269,841	
長期借入金	* 1		5,000,000			-	
役員退職慰労引当金			900,990			774,132	
その他固定負債			650			650	
固定負債計			9,774,548	31.9		3,044,624	14.2
特別法上の準備金							
金融商品取引責任準備金			-			0	
特別法上の準備金計			-			0	0.0
負債合計			16,589,721	54.1		5,070,974	23.6

期別		第13期 (平成20年3月31日現在)			第14期 (平成21年3月31日現在)		
純資産の部							
科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
		千円	千円	%	千円	千円	%
株主資本							
資本金			490,000			490,000	
資本剰余金			390,000			390,000	
資本準備金		390,000			390,000		
利益剰余金			13,246,898			15,550,494	
その他利益剰余金		13,246,898			15,550,494		
繰越利益剰余金		13,246,898			15,550,494		
株主資本合計			14,126,898	46.1		16,430,494	76.3
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		54,814			18,832		
評価・換算差額等合計			54,814	0.2		18,832	0.1
純資産合計			14,072,083	45.9		16,449,327	76.4
負債・純資産合計			30,661,805	100.0		21,520,301	100.0

(2) 【損益計算書】

期別		第13期 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日			第14期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日				
		科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常 損益 の部	営業 損益 の部	営業収益		千円	千円	%	千円	千円	%
		委託者報酬			19,434,127		13,274,586		
		運用受託報酬	* 2		5,956,464		4,433,223		
		その他営業収益	* 2		1,738,458		1,221,154		
		営業収益計			27,129,050	100.0	18,928,964	100.0	
		営業費用							
		支払手数料			8,188,620		6,269,299		
		広告宣伝費			385,347		201,682		
		調査費			1,697,104		1,550,486		
		調査費		124			1		
		委託調査費	* 2	1,696,980			1,550,484		
		委託計算費			318,677		262,581		
		営業雑経費			805,905		667,778		
		通信費		299,260			264,744		
		印刷費		475,240			368,837		
		協会費		31,404			34,196		
		営業費用計			11,395,655	42.0	8,951,829	47.3	
		一般管理費							
		給料			6,869,229		4,654,254		
		役員報酬		435,616			18,004		
		給料・手当		2,763,612			2,666,694		
		賞与		1,916,804			317,205		
		株式従業員報酬	* 1,2	527,516			334,490		
		その他の報酬		1,225,680			1,317,859		
		交際費			55,152		34,974		
		寄付金			4,959		21,140		
		旅費交通費			287,861		175,670		
		租税公課			88,876		37,041		
		不動産賃借料			474,054		476,823		
		退職給付費用			1,370,867		107,546		
		役員退職慰労引当金 繰入額			226,617		-		
役員賞与引当金繰入 額			53,415		-				
固定資産減価償却費			48,314		58,959				
事務委託費			474,596		379,680				
諸経費			795,655		570,468				
一般管理費計			10,749,601	39.6	6,516,558	34.4			
営業利益			4,983,793	18.4	3,460,576	18.3			

期別		第13期 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日			第14期 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日			
科目		注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
経常損益の部	営業外収益							
	有価証券分配金			78,024			-	
	受取利息			43,754			74,722	
	有価証券売却益			21			-	
	株式従業員報酬	* 1,2		464,384			758,109	
	役員退職慰労引当金 戻入益			-			107,770	
	役員賞与引当金戻入 益			-			630	
	雑益			648			100	
	営業外収益計			586,832	2.2		941,333	5.0
	営業外費用							
	支払利息	* 2		18,533			35,664	
	為替差損			119,113			85,114	
	投資有価証券売却損			-			406,355	
	雑損			-			2	
営業外費用計			137,646	0.5		527,136	2.8	
経常利益				5,432,980	20.0		3,874,773	20.5

期別		第13期 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日			第14期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日				
		科目	注記 番号	内訳	金額	構成比	内訳	金額	構成比
特別 損益 の部	特別利益								
	特別利益計				-	0.0		-	0.0
	特別損失								
	投資有価証券評価減				-			189,050	
	金融商品取引責任準備 金繰入額				-			0	
	特別損失計				-	0.0		189,051	1.0
税引前当期純利益					5,432,980	20.0		3,685,721	19.5
法人税、住民税及び事業税					3,074,404	11.3		356,586	1.9
法人税等調整額					833,483	3.1		1,025,538	5.4
当期純利益					3,192,059	11.8		2,303,596	12.2

(3)【株主資本等変動計算書】

第13期
(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
平成19年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	10,054,838	10,054,838	10,934,838	403	403	10,935,242
事業年度中の変動額									
当期純利益				3,192,059	3,192,059	3,192,059			3,192,059
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						-	55,217	55,217	55,217
事業年度中の変動額合計	-	-	-	3,192,059	3,192,059	3,192,059	55,217	55,217	3,136,841
平成20年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	13,246,898	13,246,898	14,126,898	54,814	54,814	14,072,083

第14期
(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
平成20年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	13,246,898	13,246,898	14,126,898	54,814	54,814	14,072,083
事業年度中の変動額									
当期純利益				2,303,596	2,303,596	2,303,596			2,303,596
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						-	73,646	73,646	73,646
事業年度中の変動額合計	-	-	-	2,303,596	2,303,596	2,303,596	73,646	73,646	2,377,243
平成21年3月31日残高	490,000	390,000	390,000	15,550,494	15,550,494	16,430,494	18,832	18,832	16,449,327

重要な会計方針

区分	第13期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第14期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 時価をもって貸借対照表価額とし、取得原価（移動平均法による原価法）ないし償却原価との評価差額については全部純資産直入する方法によっております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。</p>	<p>その他有価証券 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>無形固定資産 同左</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支出に備えて、社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。</p> <p>(3) 貸倒引当金 貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p>	<p>(1) 役員賞与引当金 同左</p> <p>(2) 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(3) 貸倒引当金 同左</p> <p>(4) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引事故による損失に備えるため、金融商品取引法第46条の5第1項に基づく責任準備金を計上しております。</p>

区分	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 役員及び従業員に付与されておりま す、ザ・ゴールドマン・サックス・グ ループ・インク株式に係る報酬につい ては、企業会計基準第8号「ストック ・オプション等に関する会計基準」及 び企業会計基準適用指針第11号「ス tock・オプション等に関する会計基 準の適用指針」に準じて、権利付与日 公正価値及び付与された株数に基づき 計算される費用を権利確定計算期間に わたり人件費（営業費用及び一般管理 費）として処理しております。また、ザ ・ゴールドマン・サックス・グループ ・インクおよびゴールドマン・サック ス・ジャパン・ホールディングス有限 会社との契約に基づき当社が負担す る、権利付与日以降の株価の変動によ り発生する損益については営業外損益 として処理しております。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、 税抜方式によっております。</p>	<p>(1) 株式従業員報酬の会計処理方法 同左</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 同左</p>

会計方針の変更

区分	第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
貸借対照表の未収入金に関する表示方法の変更	関係会社からの収益の振替に伴う未収勘定は、前期まで「未収入金」として表示しておりましたが、当期より「未収収益」として表示しております。	
貸借対照表の未収収益に関する表示方法の変更	運用受託報酬の未収勘定は、前期まで「未収収益」として表示しておりましたが、当期より「未収運用受託報酬」として表示しております。	
損益計算書の営業収益に関する表示方法の変更	運用受託報酬は、前期まで「その他営業収益」に含めて表示しておりましたが、当期より「運用受託報酬」として区分掲記しております。	
損益計算書の事務委託費に関する表示方法の変更	国内関係会社との兼務従業員の人件費等は、前期まで「事務委託費」に含めて表示しておりましたが、当期より「その他の報酬」として表示しております。	
損益計算書の委託調査費に関する表示方法の変更	関係会社から振り替えられる収益の一部は、前期まで「委託調査費」として純額で表示しておりましたが、当期より「運用受託報酬」として総額で表示しております。	

注記事項

(貸借対照表関係)

第13期 (平成20年3月31日現在)	第14期 (平成21年3月31日現在)
<p>* 1 関係会社項目 関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。</p> <p>流動資産</p> <p>未収収益 384,791千円</p> <p>立替金 55,413千円</p> <p>流動負債</p> <p>未払費用 123,493千円</p> <p>固定負債</p> <p>長期借入金 5,000,000千円</p> <p>長期未払費用 426,847千円</p>	<p>* 1 関係会社項目 同左</p> <p>流動資産</p> <p>未収収益 98,024千円</p> <p>立替金 77,798千円</p> <p>流動負債</p> <p>未払費用 217,717千円</p> <p>固定負債</p> <p>長期未払費用 86,468千円</p>

（損益計算書関係）

第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>* 1 株式従業員報酬 役員及び従業員に付与されておりますが、ゴールドマン・サックス・グループ・インク株式に係る報酬に関するものであり、当該株式の株価及び付与された株数に基づき算出し配賦されております。</p> <p>* 2 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。</p> <p>営業収益</p> <p>運用受託報酬 1,235,724千円</p> <p>その他営業収益 1,738,458千円</p> <p>営業費用</p> <p>委託調査費 1,666,202千円</p> <p>株式従業員報酬 114,904千円</p> <p>営業外収益</p> <p>株式従業員報酬 270,489千円</p> <p>営業外費用</p> <p>支払利息 18,533千円</p>	<p>* 1 株式従業員報酬 同左</p> <p>* 2 関係会社項目 同左</p> <p>営業収益</p> <p>運用受託報酬 1,147,752千円</p> <p>その他営業収益 1,221,154千円</p> <p>営業費用</p> <p>委託調査費 1,550,484千円</p> <p>株式従業員報酬 10,698千円</p> <p>営業外収益</p> <p>株式従業員報酬 221,263千円</p> <p>営業外費用</p> <p>支払利息 35,664千円</p>

（株主資本等変動計算書関係）

第13期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	-	-	6,400

第14期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,400	-	-	6,400

（退職給付関係）

第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第14期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>1 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職給付制度を採用しておりません。</p> <p>2 退職給付費用に関する事項 損益計算書上、出向者負担金等に含まれる退職給付費用負担金相当額を、退職給付費用として計上しております。</p>	<p>1 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2 退職給付費用に関する事項 同左</p>

（リース取引関係）

第13期 （自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日）	第14期 （自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日）
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

（有価証券関係）

第13期 （自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日）	第14期 （自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日）								
1. その他有価証券で時価のあるもの					1. その他有価証券で時価のあるもの				
区分	種類	取得原価 （千円）	貸借対照 表計上額 （千円）	差額 （千円）	区分	種類	取得原価 （千円）	貸借対照 表計上額 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	2,690,000	2,597,580	92,420	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託受益証券	1,008,026	1,039,779	31,752
					貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託受益証券	145,079	145,079	-
					合計		1,153,105	1,184,859	31,752
					（注）当事業年度において、投資有価証券について、 189,050千円減損処理を行っております。				
					2. 当事業年度中に売却したその他有価証券				
		売却額 （千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）					
		1,942,487	10,044	416,399					
					3. 時価評価されていない主な有価証券の内容				
				貸借対照表計上額（千円）					
その他有価証券									
コマーシャル・ペーパー				5,000,000					
					4. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額				
		1年以内 （千円）	1年超5 年以内 （千円）	5年超10 年以内 （千円）	10年超 （千円）				
コマーシャル・ペーパー		5,000,000	-	-	-				

（デリバティブ取引関係）

第13期 （自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日）	第14期 （自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日）
当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。	同左

（税効果会計関係）

第13期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第14期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)																								
<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">未払費用</td> <td style="text-align: right;">505,417千円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">121,258</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">77,892</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">704,568</td> </tr> </table> <p>長期未払費用 1,459,399</p> <p>役員退職慰労引当金 289,736</p> <p>その他 86,117</p> <p style="text-align: right;">小計 <u>1,835,253</u></p> <p style="text-align: right;"><u>2,539,821千円</u></p>	未払費用	505,417千円	未払事業税	121,258	その他	77,892	小計	704,568	<p>1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳</p> <p>繰延税金資産（流動資産）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">未払費用</td> <td style="text-align: right;">240,294千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">50,980</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">291,274</td> </tr> </table> <p>繰延税金負債（流動負債）</p> <p>未収事業税 82,091</p> <p style="text-align: right;">小計 <u>82,091</u></p> <p style="text-align: right;">繰延税金資産の純額 <u>209,183</u></p> <p>繰延税金資産（固定資産）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">長期未払費用</td> <td style="text-align: right;">827,893</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td> <td style="text-align: right;">315,022</td> </tr> <tr> <td>投資有価証券評価減</td> <td style="text-align: right;">76,931</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">47,648</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,267,494</td> </tr> </table> <p>繰延税金負債（固定負債）</p> <p>その他有価証券評価差額金 12,920</p> <p style="text-align: right;">小計 <u>12,920</u></p> <p style="text-align: right;">繰延税金資産の純額 <u>1,254,574</u></p> <p style="text-align: right;"><u>1,463,757千円</u></p>	未払費用	240,294千円	その他	50,980	小計	291,274	長期未払費用	827,893	役員退職慰労引当金	315,022	投資有価証券評価減	76,931	その他	47,648	小計	1,267,494
未払費用	505,417千円																								
未払事業税	121,258																								
その他	77,892																								
小計	704,568																								
未払費用	240,294千円																								
その他	50,980																								
小計	291,274																								
長期未払費用	827,893																								
役員退職慰労引当金	315,022																								
投資有価証券評価減	76,931																								
その他	47,648																								
小計	1,267,494																								
<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p>	<p>2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.69 %</td> </tr> <tr> <td>（調整）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>役員賞与等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">3.12</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.06</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">37.49 %</td> </tr> </table>	法定実効税率	40.69 %	（調整）		役員賞与等永久に損金に算入されない項目	3.12	その他	0.06	税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.49 %														
法定実効税率	40.69 %																								
（調整）																									
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	3.12																								
その他	0.06																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.49 %																								
<p>3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>該当事項はありません。</p>	<p>3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正</p> <p>該当事項はありません。</p>																								
<p>4 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合その内容及び影響</p> <p>平成20年4月30日に「地方法人特別税等に関する暫定措置法」が公布され、事業税の所得割の標準税率が下げられました。この変更による翌事業年度における財務諸表に与える影響は軽微であります。</p>	<p>4 決算日後に法人税等の税率の変更があった場合その内容及び影響</p> <p>該当事項はありません。</p>																								

(関連当事者との取引)

第13期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)											
親会社及び法人主要株主等											
属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク市	12,408 百万ドル	持株会社	被所有 直接 1% 間接 99%	-	株式従業員報酬の配賦 資金の援助	営業費用及び一般管理費(注1) 株式従業員報酬(注1) 資金の借入(注2) 利息の支払(注2)	114,904 270,489 5,000,000 18,533	未払費用 長期借入金 長期未払費用	123,493 5,000,000 426,847
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク市	270 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	-	投資助言	運用受託報酬(注3) その他営業収益(注3) 委託調査費の支払(注3)	1,235,724 1,738,458 1,666,202	未収収益	384,791
取引条件及び取引条件の決定方針等											
(注1) 持株会社の株価及び付与された株数に基づき、算出し配賦されております。											
(注2) 親会社からの資金の借入れについては、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間2年としております。 なお担保は差し入れておりません。											
(注3) 運用受託報酬、その他営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。											
役員及び個人主要株主等											
該当事項はありません。											

第13期
(自平成19年4月1日
至平成20年3月31日)

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス 証券株式 会社	東京都 港区	83,616 百万円	金融商品取 引業	-	-	業務委 託	支払手数料 兼務従業員の 人件費等の支 払(注1)	496,038 1,121,058	未払手 数料 未払費 用	47,322 112,477
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・ジャパ ン・ホル ディング ス有限 会社	東京都 港区	100,000 千円	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事・総 務・施設管 理業務受託	-	-	従業員 出向受 入等	出向者に関す る人件費等の 負担金 (注2) 営業費用及 び一般管理 費 株式従業員 報酬	7,250,898 170,066	未払費 用 長期未 払費用	2,991,784 3,342,911
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・アンド ・カンパ ニー	アメリ カ合衆 国ニュ ーヨーク 市	6,247 百万ドル	証券業	-	-	現金の 預託	受取利息	23	預け金	823,248
親会社 の子会 社	ゴールド マン・ サックス ・グロー バル・サ ービス ・リミ テッド	ケイマ ン諸島	25 百万ドル	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事業務 受託	-	-	従業員 出向受 入	出向者に関す る人件費等の 負担金 (注2) 営業費用及 び一般管理 費 株式従業員 報酬	548,135 20,069	未払費 用	375,438

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 兼務従業員の人件費等の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

(注2) ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限公司(以下GSJH)または、ゴールドマン・サックス・グローバル・サービス・リミテッド(以下GS2L)より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJH、GS2Lより行われております。

但し、これらの費用はGSJH、GS2Lより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJH、GS2Lに対する債務として処理しております。

第14期
(自平成20年4月1日
至平成21年3月31日)

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク市	25,762 百万ドル	持株会社	被所有 直接 1% 間接 99%	-	株式従業員報酬の配賦 資金の援助	営業費用及び一般管理費(注1) 株式従業員報酬(注1) 資金の借入の償還(注2) 利息の支払(注2)	10,698 221,263 5,000,000 35,664	未払費用 長期未払費用 立替金	217,717 86,468 77,798
親会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク市	255 百万ドル	投資顧問業	被所有 直接 99%	-	投資助言	運用受託報酬(注3) その他営業収益(注3) 委託調査費の支払(注3)	1,147,752 1,221,154 1,550,484	未収収益	98,024

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 持株会社の株価及び付与された株数に基づき、算出し配賦されております。

(注2) 親会社からの資金の借入れについては、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間2年としておりますが、2009年1月に期限前返済を行いました。

なお担保は差し入れておりませんでした。

(注3) 運用受託報酬、その他営業収益及び委託調査費の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

第14期
(自平成20年4月1日
至平成21年3月31日)

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会社	ゴールド マン・ サックス 証券株式 会社	東京都 港区	83,616 百万円	金融商品取 引業	-	-	業務委 託 有価証 券の購 入	支払手数料 兼務従業員の 人件費等の支 払(注1) 受取利息	282,509 1,201,322 32,240	未払手 数料 未払費 用 有価証 券 前受収 益	28,275 73,184 5,000,000 958
親会社 の子会社	ゴールド マン・ サックス ・ジャパ ン・ホー ルディン グス有限 会社	東京都 港区	100,000 千円	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事・総 務・施設管 理業務受託	-	-	従業員 出向受 入等	出向者に関 する人件費等 の負担金 (注2) 営業費用及 び一般管理 費 株式従業員 報酬	5,125,065 492,472	未払費 用 長期未 払費用	379,583 2,351,758
親会社 の子会社	ゴールド マン・ サックス ・バンク ・USA	アメリ カ合衆国 ユタ州	2 百万ドル	銀行業	-	-	現金の 預入	受取利息	41,779	現金・ 預金 未収収 益	513,452 305
親会社 の子会社	ゴールド マン・ サックス ・グロー バル・サ ービス ・リミ テッド	ケイマ ン諸島	10 百万ドル	ゴールドマ ン・サック ス・グルー プ人事業務 受託	-	-	従業員 出向受 入	出向者に関 する人件費等 の負担金 (注2) 営業費用及 び一般管理 費 株式従業員 報酬	83,053 42,982	未払費 用 長期未 払費用	239,372 32,982

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 兼務従業員の人件費等の支払に関しては、関係会社間の契約に基づき、決定しております。

(注2) ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス有限公司(以下GSJH)または、ゴールドマン・サックス・グローバル・サービス・リミテッド(以下GS2L)より出向している役員及び従業員の給料、賞与、退職金等の支払はGSJH、GS2Lより行われております。

但し、これらの費用はGSJH、GS2Lより当社に請求されるものであり、賞与及び退職給付の引当額については、当社においてはGSJH、GS2Lに対する債務として処理しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク(ニューヨーク証券取引所に上場)
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(未上場)

（1株当たり情報）

第13期 （自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）		第14期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）	
1株当たり純資産額	2,198,763円08銭	1株当たり純資産額	2,570,207円43銭
1株当たり当期純利益金額	498,759円23銭	1株当たり当期純利益金額	359,937円01銭
損益計算書上の当期純利益	3,192,059千円	損益計算書上の当期純利益	2,303,596千円
1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	3,192,059千円	1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	2,303,596千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	6,400株	普通株式	6,400株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権付社債等潜在株式がないため記載しておりません。		同左	

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- (1)委託会社に関し、定款の変更、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。
- (2)本書提出日現在の前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実は存在しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 投資顧問会社

(2008年11月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー (G S A Mニューヨーク)	255.1百万米ドル (24,372百万円 1米ドル=95.54円)	G S A Mニューヨークは、米国において、内外の有価証券等に係る投資顧問業務およびその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

(2) 受託銀行

(2009年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
住友信託銀行株式会社	287,537百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(3) 販売会社

(2009年3月末日現在)

名称	資本金の額	事業の内容
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を中心としたサービスを提供しています。
株式会社三井住友銀行	664,986百万円	銀行業を中心としたサービスを提供しています。

2【関係業務の概要】

(1) 投資顧問会社

G S A Mニューヨークは本ファンドの投資顧問会社であり、本ファンドに関し、委託会社より日本株式の運用（デリバティブ取引等に係る運用を含みます。）の指図に関する権限の委託を受けて投資判断、発注等を行います。

(2) 受託銀行

本ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(3) 販売会社

本ファンドの販売会社として受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行っています。

3【資本関係】

(1) 投資顧問会社

G S A Mニューヨークおよび委託会社はいずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。G S A Mニューヨークは、委託会社の発行済株式総数の99%を所有する親会社です。

(2) 受託銀行

該当事項はありません。

(3) 販売会社

ゴールドマン・サックス証券株式会社および委託会社は、いずれもザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの子会社です。その他は該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙および裏表紙に、委託会社の名称および申込取扱場所である販売会社の名称を記載し、本ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを表示し、イラストを採用することおよび本ファンドの概略的性格を表示する文言を列挙することがあります。また、目論見書の表紙裏に金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項および以下のような文言を記載することがあります。

投資信託をご購入の際の注意事項

- ・ お申込みの際は必ず「目論見書」をご覧ください。
- ・ 本ファンドは株式など値動きのある証券に投資し、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。
- ・ 投資信託は、預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。
- ・ 銀行等の登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・ 投資信託は、金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。
- ・ 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。

- (2) 目論見書に投資信託用語集を掲載することがあります。
- (3) 目論見書に本ファンドの信託約款の全文を掲載することがあります。
- (4) 本有価証券届出書第一部「証券情報」および第二部「ファンド情報」の主要内容を要約し、「目論見書の概要」として、目論見書の冒頭に記載することがあります。
- (5) 目論見書中の一定の用語につき、商標登録申請中または登録商標であることを示す文言または記号を用いることがあります。
- (6) 目論見書に、委託会社が作成する法定外資料の作成および当該資料の入手に必要な情報の照会方法を記載することがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- (8) 目論見書に、本ファンドまたはマザーファンドの保有証券と運用状況に関する情報として、主要または一部組入銘柄（業種・セクター、主要取引市場、組入比率、組入数、組入額、格付を含みます。）、投資対象の資産別構成比、投資国別構成比、業種・セクター別構成比、市場別構成比、株式および先物の合計に基づく組入割合の表示によるポートフォリオ構成、通貨、為替予約の状況ならびにそれらの推移等に関する説明を、文章、数値、グラフで表示することがあります。また、直近の基準価額、純資産総額等を表示することがあります（表示されるデータは適宜更新されます。）。なお、セクターの記載に関しては、本ファンドの運用チーム独自の分類を用いることがあります。また、運用実績として基準価額（税引き前分配金込みもしくは分配金落ち後またはその双方）および過去の分配実績（各月および年率換算ならびに再投資の状況を含みます。）の推移、年換算利回り、設定来または直近1週間、1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、1年半、2年、3年の騰落率等を数値またはグラフで表示することがあります（表示されるデータは適宜更新されます。）。
- (9) 目論見書の冒頭に金融商品取引法第37条の3の規定に基づく契約締結前書面に関する事項を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成21年4月1日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているGS日本株式マーケット・ニュートラル・オープンの平成20年8月21日から平成21年2月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GS日本株式マーケット・ニュートラル・オープンの平成21年2月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月24日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しておりません。

独立監査人の監査報告書

平成21年9月29日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているGS日本株式マーケット・ニュートラル・オープンの平成21年2月21日から平成21年8月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GS日本株式マーケット・ニュートラル・オープンの平成21年8月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年5月27日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しておりません。